

# ～東浦町障がい者いきいきライフプラン～ (案)

第4期障害者計画

第7期東浦町障害福祉計画

第3期東浦町障害児福祉計画



2024年3月  
知多郡東浦町

# 東 浦 町 民 憲 章

(1979年(昭和54)年3月8日制定)

- 思いやりと感謝の気持ちで  
すなおな心の人となります
- きそく正しい生活で  
健康なからだをつくります
- 家族が力を合わせて  
明るい家庭をつくります
- 緑豊かな自然と  
やすらぎのある郷土をまもります
- しあわせを願い  
みんなで調和のあるまちをつくります

# 目 次

---

## 第1部 計画の策定にあたって

### 第1章 計画の概要

1 計画策定の背景	1
2 計画改訂の趣旨	1
3 計画の策定方針と位置付け	2
4 計画の推進に向けて	4

### 第2章 障がい者等の現状

1 人口の推移	6
2 障がい者手帳所持者の推移等	7
3 アンケート調査の結果	14

## 第2部 障害者計画

### 第1章 基本的な考え方

1 基本理念	21
2 SDGs（持続可能な開発目標）とのつながり	21
3 基本目標	22

### 第2章 基本計画

1 施策の体系	23
2 基本目標と施策	
基本目標1 差別解消及び権利擁護の推進	24
基本目標2 安心安全な生活環境の整備	30
基本目標3 自立した生活支援の推進	36
基本目標4 障がいのある子どもに対する支援の充実	42
基本目標5 社会参加の促進	48

## 第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画

### 第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	52
2 基本理念	52
3 目指す目的	54
4 成果目標	54

### 第2章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

1 福祉施設入所者の地域生活への移行	55
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	56
3 地域生活支援の充実	58
4 福祉施設から一般就労への移行	59
5 相談支援体制の充実・強化	61
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	64
7 障がい児支援の提供体制の整備	72
8 地域生活支援事業	75

### 資料編

1 障害福祉サービス一覧	83
2 用語解説	86
3 指定障害福祉サービス等における年次整備計画	94
4 東浦町障がい者いきいきライフプラン策定までの経緯	95
5 東浦町附属機関設置条例、東浦町障害者計画等推進委員会運営規則	96
6 障害者マーク	100

# 第1部 計画策定にあたって

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の背景

わが国が目指すべき社会を障がいの有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重しあう共生社会を目指し、そのための分野別施策の基本的方向を示す計画として2002年12月に2003年度から2012年度までの10年間について国の障害者基本計画が策定され、障害者基本計画(第5次)計画が2023年度からの5年間として策定されました。

福祉サービスについては、2003年社会福祉構造改革の一環として身体障がい者及び知的障がい者を対象として、利用者が自ら福祉サービスを選択できる支援費制度が導入されました。

しかし、支援費制度は精神障がい者を対象としていたことや地域生活への移行や就労支援などの課題に対処するため、障害者自立支援法（2013年障害者総合支援法に改正）が2006年4月施行、同年10月から地域生活支援事業も加わり完全実施されました。

この法律によって、市町村を中心としたサービス提供体制を基本に、居宅・施設サービス体系の再構築や国・都道府県・市町村・利用者の費用負担のあり方など、障がい福祉施策が抜本的に見直されることとなり、市町村及び都道府県においては、必要な障害福祉サービスや相談支援などが地域において計画的に提供されるように障害福祉計画を策定することとなりました。

### 2 計画改訂の趣旨

東浦町では、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の基本理念のもと、「地域で生き生きと自分らしく 自立した生活ができるまち ひがしうら」の実現を目指し、2021年度から2023年度までの3年間を計画期間として「第3期東浦町障害者計画」を策定し、障がい者福祉施策を推進してきました。

また、障害者総合支援法に基づき「東浦町障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供体制の充実に努めてきました。

さらに、児童福祉法に基づく「東浦町障害児福祉計画」を策定し、障害児福祉サービス等の体制整備等を推進してきました。

国においては、障がい者虐待の防止等に関する施策を促進するための「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」の制定、障がい者の範囲の見直しや利用者負担の見直し等を行う「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の改正等、様々な障がい者施策の改革を進めるとともに、「障害者基本法」の改正や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の制定など法令の整備を進め、障害者権利条約を締結しました。

本町においても、こうした社会情勢の変化に対応して障がいのある人の福祉を増進させるため、その指針となる新たな考え方や施策をまとめる必要がでてきました。今回の

「東浦町障がい者いきいきライフプラン」の見直しは、こうした背景の中で行うものです。

### 3 計画の策定方針と位置付け

#### (1) 計画の策定方針

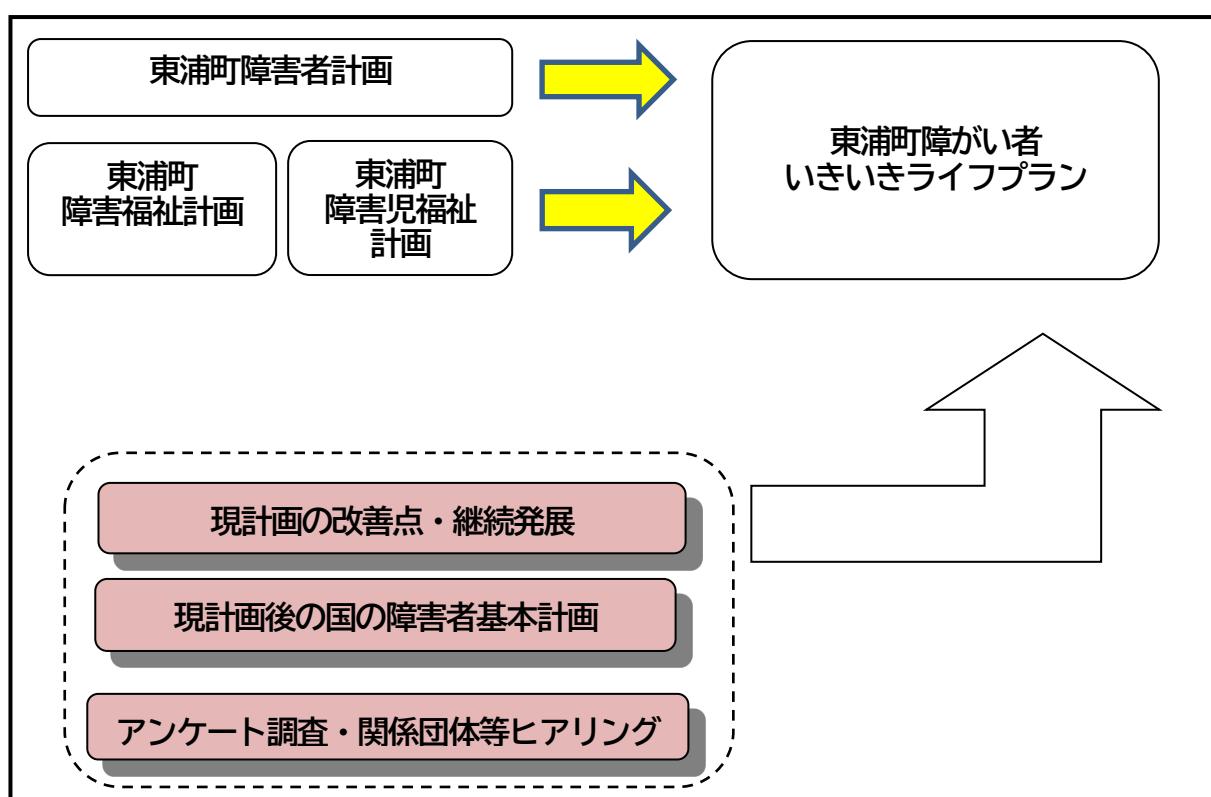
今回の改訂は、国の障害者基本計画(第5次)計画の方針に基づく改正に合わせて、「第4期障害者計画」、「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を包括的に策定するものです。

本計画は、2024 年度を初年度として、2026 年度を最終年度とする3か年計画期間です。

策定方針は以下のとおりです。

- ア 東浦町障害者計画の全面改訂として策定し、2024 年度から 2026 年度の3か年を計画期間とする。
- イ 東浦町の施策で改善すべき点を見直す。
- ウ 障がいのある方のライフステージの支援を整理する。

#### 新計画のイメージ



## (2) 計画の位置付け

「東浦町障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する「障害者のための施策に関する基本的な計画」である「市町村障害者計画」として策定しています。

また、「東浦町障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に規定する「基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」である「市町村障害福祉計画」として、「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定しています。

今回の「東浦町障害者計画」、「東浦町障害福祉計画」及び「東浦町障害児福祉計画」を「東浦町障がい者いきいきライフプラン」として策定するにあたり、上位計画である国の「第5次障害者基本計画」（2023年度からの5か年計画）、愛知県の「あいち障害者福祉プラン2021-2026（第4期障害者計画）」及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を基本にし、本町における上位計画となる第6次東浦町総合計画（2019年度からの20か年計画）や他の福祉関係計画とも整合性を考慮して策定します。

## (3) 計画の期間

「東浦町障がい者いきいきライフプラン」は、「第4期障害者計画」、「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を包括的に策定し、2024年度から2026年度の3か年を計画期間とします。

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
国	障害者基本計画（第4次）					障害者基本計画（第5次） . . .			
県	あいち健康福祉ビジョン 2020（第3期障害者計画）			あいち障害者福祉プラン 2021-2026 (第4期障害者計画)					
町	第2期障害者計画		第3期障害者計画			第4期障害者計画			
国・県 町	第5期障害福祉計画 ・第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画 ・第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 ・第3期障害児福祉計画		

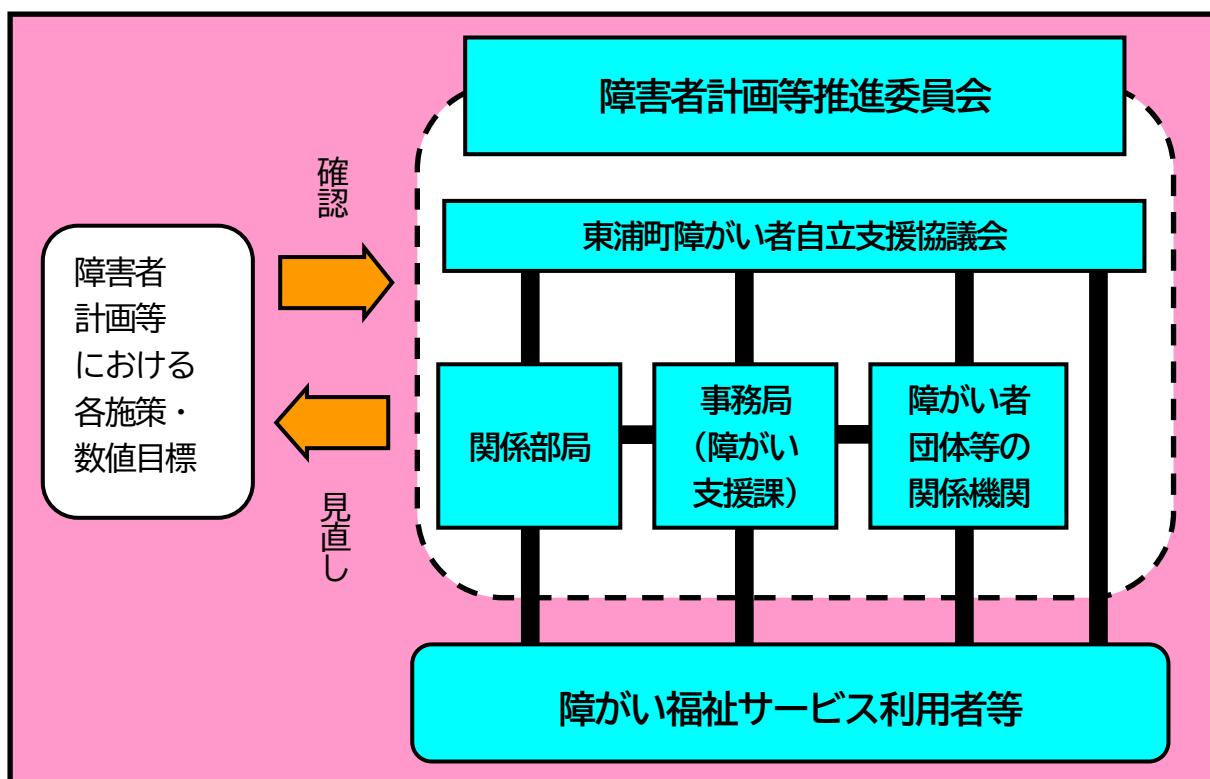
## 4 計画の推進に向けて

### (1) 計画の推進体制

本計画は、障がいのある人もない人も互いに尊重し、地域で安心して暮らしができるまちを共に創っていくため、「地域で生き生きと自分らしく自立した生活が実現できるまちひがしうら」を基本理念にしており、本計画を的確に推進していくためには、保健、医療、福祉の分野はもとより、教育、労働、防災、民間等の広範囲に及ぶ連携が必要です。

そのため、以下のような体制のもとで、計画の進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを図ることによって、障がい者福祉の充実に取り組みます。

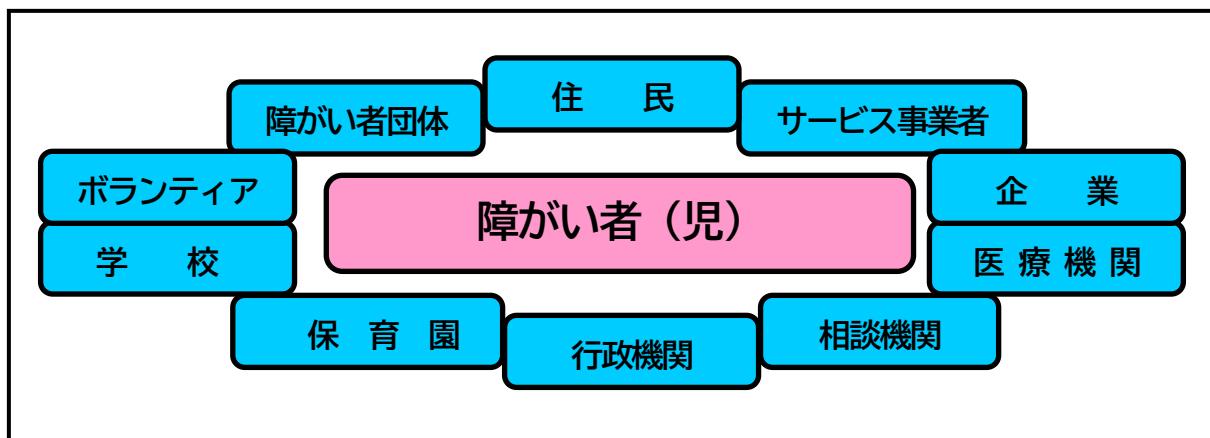
- ア 健康福祉部障がい支援課を中心に関係部局と連携し、障がい種別、障がい程度別、年齢別等それぞれのニーズに対応できるよう、個々のライフステージに適した柔軟な体制づくりに努めます。
- イ 障がい者の地域生活を支援するために、東浦町障がい者自立支援協議会において、関係機関職員による障がい福祉に関する諸問題の解決、施策等の検討を行い、計画推進の一翼を担います。
- ウ 障がい者団体等を始めとする関係機関で構成する障害者計画等推進委員会を実施することにより、計画の進捗状況を確認するとともに、当事者や関係者の意見を聴取しながら課題等を適切に検証し、必要に応じて計画の見直しに取り組みます。



## (2) 関係者・関係団体との連携

本計画は、広報・教育・就労・生活環境・医療・生活支援等の幅広い分野にまたがった施策となっています。

このため、障害福祉サービス提供事業者等の関係機関との連携の強化を図るとともに、住民、事業者、ボランティアなど、地域との協働関係の構築に努めます。



## 第2章 障がい者等の現状

### 1 人口の推移

2023年4月1日現在の総人口は50,233人となっており、2018年度からは0.1%（50人）減少しています。年齢区分では、18歳未満が減少しているのに対し、65歳以上は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

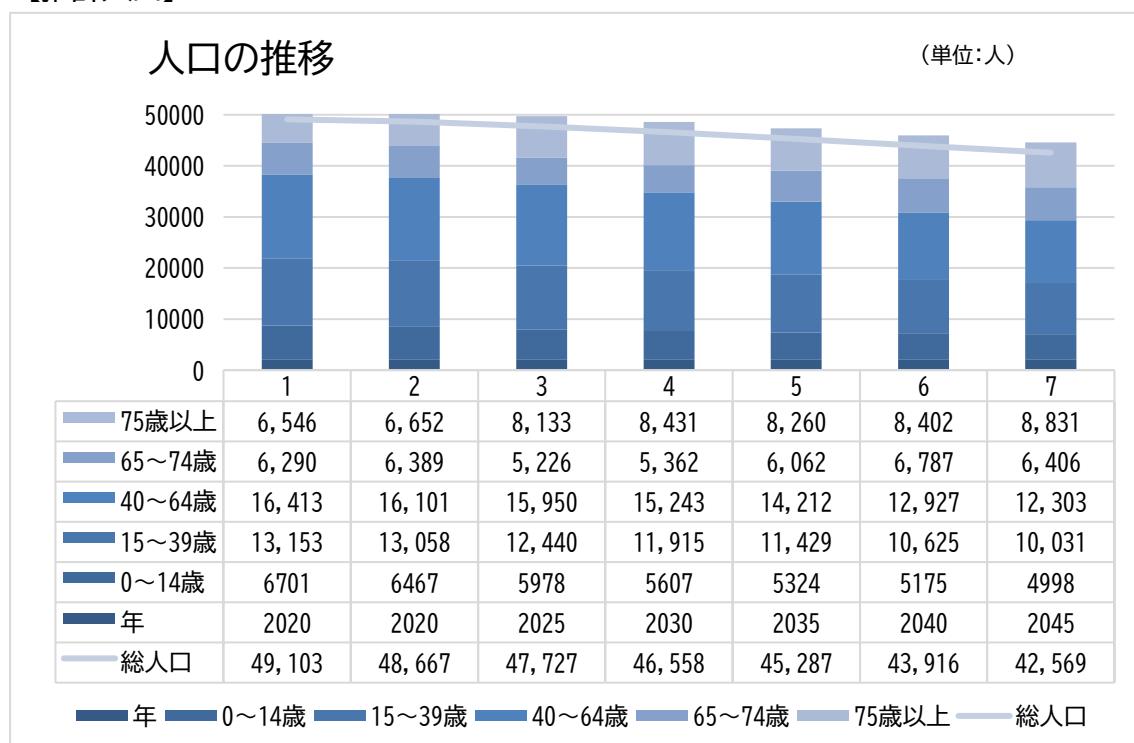
また、推計人口より、人口は徐々に減少する見込みですが、15～64歳の生産年齢人口が特に減少し、75歳以上は増加しています。

#### 【人口】

(各年4月1日現在 単位:人)

年度	年齢区分			合 計	増減率
	18歳未満	18～64歳	65歳以上		
2018	8,566	29,145	12,572	50,283	-
2019	8,388	29,010	12,647	50,045	-0.5%
2020	8,298	29,093	12,763	50,154	0.2%
2021	8,281	29,235	12,852	50,368	0.4%
2022	8,257	29,176	12,939	50,372	0.01%
2023	8,153	29,160	12,920	50,233	-0.3%

#### 【推計人口】



(各年10月1日時点の推計人口：2015年は国勢調査による実績値)

『日本の地域別将来推計人口（2018（平成30）年推計）』より

## 2 障がい者手帳所持者の推移等

障がい者手帳所持者は、2023年4月1日現在 2,377人で、総人口に占める割合は4.7%です。身体障害者手帳所持者数は減少し、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳保持者は増加傾向です。障がい者手帳所持者は、総人口に対して微増傾向です。

また、18歳未満の障がい者手帳所持者は、2023年4月1日現在 199人で、18歳未満人口に占める割合は2.4%です。増加傾向で、特に療育手帳保持者が増加しています。なお、年代別では6～12歳である小学生が64人(32.1%)と多くなっています。

【障がい者手帳所持者】

(各年4月1日現在 単位：人)

年度	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者保 健福祉手帳	合 計	増減率	総人口対 する割合
2018	1,441	383	393	2,217	-	4.4%
2019	1,426	400	411	2,237	0.9%	4.5%
2020	1,408	415	425	2,248	0.5%	4.5%
2021	1,440	441	449	2,330	3.6%	4.6%
2022	1,443	447	498	2,388	2.5%	4.7%
2023	1,432	460	485	2,377	-0.06%	4.7%

【18歳未満の障がい者手帳所持者】

(各年4月1日現在)

年度	身体障害者手帳 所持者数(人)				療育手帳所持者数(人)				精神障害者保健福祉手帳 所持者数(人)				合計
	0～ 5歳	6～ 11歳	12～ 14歳	15～ 17歳	0～ 5歳	6～ 11歳	12～ 14歳	15～ 17歳	0～ 5歳	6～ 11歳	12～ 14歳	15～ 17歳	
2018	5	12	11	4	8	65	21	31	0	5	4	4	170
2019	5	11	10	7	14	56	25	34	0	6	0	6	174
2020	8	9	9	11	18	57	19	41	0	6	1	5	184
2021	8	7	9	10	24	46	34	48	1	3	4	5	199
2022	9	5	9	10	20	48	41	38	1	6	6	6	199
2023	11	4	7	10	18	56	36	41	1	4	3	8	199

### (1) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者は、2023年4月1日現在、1,432人であり、障がいの等級別では、1級が最も多く、手帳所持者全体の30.4%（436人）を占めています。また、障がいの種類別では、肢体不自由が最も多く、2023年では手帳所持者全体の49.4%（708人）、次に内部障がい35.5%（508人）を占めています。内部障がいのうち、心臓機能障がいが最も多く、手帳所持者全体の17.8%（255人）、次に腎臓機能障がい11.7%（168人）となっており、増加傾向です。

また、18歳未満では、2023年4月1日現在、32人であり、障がいの等級別では1級が最も多く、18歳未満の手帳所持者全体の46.9%（15人）を占めています。また、障がいの種類別では、肢体不自由が最も多く、身体障害者手帳所持者の59.3%（19人）を占めています。内部障がいのうち、心臓機能障がいが多く占めています。

#### 【身体障害者手帳所持者（等級別）】

（各年4月1日現在 単位：人）

年度	等 級 別 区 分						合 計	増減率
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
2018	401	228	325	319	94	74	1,441	-
2019	407	227	315	315	85	77	1,426	-1.0%
2020	416	218	308	306	84	76	1,408	-1.3%
2021	444	223	309	307	82	75	1,440	2.3%
2022	443	231	308	301	83	77	1,433	0.2%
2023	436	236	289	314	80	77	1,432	-0.1%

#### 【身体障害者手帳所持者（障がい別）】

（各年4月1日現在 単位：人）

年度	障 が い 别 区 分					合 計
	視覚 障がい	聴覚・ 平衡機能 障がい	音声・言語 機能障がい	肢体 不自由	内部 障がい	
2018	82	105	17	777	460	1,441
2019	78	115	16	746	471	1,426
2020	73	111	16	720	488	1,408
2021	71	112	14	751	492	1,440
2022	71	121	9	729	513	1,443
2023	74	133	9	708	508	1,432

## 【内部障がいの内訳】

(各年4月1日現在 単位：人)

年度	内 部 障 害 内 訳							合 計
	心臓機能	腎臓機能	呼吸器機能	膀胱・直腸機能	小腸機能	免疫機能	肝臓機能	
2018	233	147	18	47	0	9	6	460
2019	234	157	18	47	0	9	6	471
2020	240	159	21	53	0	9	6	488
2021	239	168	18	53	0	8	6	492
2022	250	174	18	56	0	8	7	513
2023	255	168	12	60	0	7	6	508

## 【18歳未満の身体障害者手帳所持者（等級別）】

(各年4月1日現在 単位：人)

年度	等 級 别 区 分						合計	増減率
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
2018	15	5	8	3	0	1	32	-
2019	16	6	7	3	0	1	33	3.1%
2020	17	5	9	3	1	2	37	12.1%
2021	16	4	8	4	1	1	34	-8.1%
2022	15	3	9	4	1	1	33	-2.9%
2023	15	5	8	3	1	0	32	-3.0%

## 【18歳未満の身体障害者手帳所持者（障がい別）】

(各年4月1日現在 単位：人)

年度	障 が い 别 区 分					合計
	視覚 障がい	聴覚 障がい	音声・言語 機能障がい	肢体 不自由	内部 障がい	
2018	1	3	1	19	8	32
2019	1	2	1	21	8	33
2020	0	3	1	23	10	37
2021	0	3	1	22	8	35
2022	0	3	0	20	10	33
2023	0	3	0	19	10	32

## 【18歳未満の内部障がいの内訳】

(各年4月1日現在 単位：人)

年度	内部障がい内訳							合計
	心臓機能	腎臓機能	呼吸器機能	膀胱・直腸機能	小腸機能	免疫機能	肝臓機能	
2018	7	1	0	0	0	0	0	8
2019	8	0	0	0	0	0	0	8
2020	10	0	0	0	0	0	0	10
2021	8	0	0	0	0	0	0	8
2022	10	0	0	0	0	0	0	10
2023	10	0	0	0	0	0	0	10

## (2) 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者は、2023年4月1日現在、460人であり、障がいの程度別では軽度であるC判定が最も多く、手帳所持者全体の37.8%（174人）を占めています。

18歳未満の療育手帳所持者は、2023年4月1日現在、151人で、年々増加しています。なお、障がい程度別では、軽度であるC判定が最も多く、18歳未満の52.9%（80人）を占めています。

## 【療育手帳所持者数の推移】

(各年4月1日現在 単位：人)

年度	程度別区分			合計	増減率
	重度(A判定)	中度(B判定)	軽度(C判定)		
2018	159	103	121	383	-
2019	160	108	132	400	4.4%
2020	162	113	140	415	3.8%
2021	166	120	155	441	6.3%
2022	168	117	162	447	1.4%
2023	170	116	174	460	2.9%

## 【18歳未満の療育手帳所持者】

(各年4月1日現在 単位：人)

年度	程度別区分			合計	増減率
	重度（A判定）	中度（B判定）	軽度（C判定）		
2018	50	18	57	125	-
2019	49	23	57	129	3.2%
2020	48	25	62	135	4.7%
2021	51	29	72	152	12.6%
2022	50	24	73	147	-3.3%
2023	50	21	80	151	2.7%

## (3) 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、2023年4月1日現在、485人で、増加傾向です。障がいの等級別では2級が多くなっています。

18歳未満では、2023年4月1日現在14人で、障がいの等級別では2級が多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、発達障がいのある人は、2022年12月末現在84人で、20~30歳代に多くなっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者】 (各年4月1日現在 単位：人)

年度	等級別区分			合計	増減率
	1級	2級	3級		
2018	55	243	95	393	1.0%
2019	58	249	104	411	4.6%
2020	62	259	104	425	3.4%
2021	58	279	112	449	5.6%
2022	63	316	119	498	10.9%
2023	58	306	121	485	-2.6%

【18歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者】 (各年4月1日現在 単位：人)

年度	等級別区分			合計	増減率
	1級	2級	3級		
2018	1	6	6	13	44.4%
2019	1	6	5	12	-7.7%
2020	0	8	4	12	0%
2021	1	6	6	13	8.3%
2022	2	10	7	19	46.2%
2023	1	10	3	14	-26.3%

## 【精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、発達障がいのある人】

(単位：人)

	計	等級別区分			年齢別								
		1 級	2 級	3 級	18 歳 未 満	18 歳 ・ 19 歳	20 歳 代	30 歳 代	40 歳 代	50 歳 代	60 歳 代	70 歳 以 上	
2020 (9月末)	F80-F89	52	0	33	19	0	11	21	13	4	1	2	0
	F90-98	13	1	6	6	2	0	3	4	3	1	0	0
	計	65	1	39	25	2	11	24	17	7	2	2	0
2021 (12月末)	F80-F89	51	1	34	16	8	2	24	9	8	0	0	0
	F90-98	15	1	7	7	2	1	5	4	3	0	0	0
	計	66	2	41	23	10	3	29	13	11	0	0	0
2022 (12月末)	F80-F89	67	3	44	20	9	4	24	18	10	2	0	0
	F90-98	17	1	7	9	1	0	7	4	4	1	0	0
	計	84	4	51	29	10	4	31	22	14	3	0	0

※ F80-F89：心理的発達の障がい

F90-98 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい

## (4) 就学の状況

全在籍数のうち、特別支援学級在籍児の割合は、増加傾向です。

(毎年4月現在 単位：人)

年度	小学校			中学校		
	全在籍数	特別支援学級	割合	全在籍数	特別支援学級	割合
2018	2,824	76	2.7%	1,445	30	2.1%
2019	2,835	87	3.1%	1,421	28	2.0%
2020	2,790	87	3.1%	1,392	34	2.4%
2021	2,841	90	3.2%	1,379	33	2.4%
2022	2,793	109	3.9%	1,428	41	2.9%
2023	2,767	109	3.9%	1,429	38	2.7%

## (5) 医療受給者の状況

精神障害者医療は、年々増加しています。

(各年度末現在 単位：人)

年度	更生医療	育成医療	精神障害者医療	障害者医療
2017	113	8	740	612
2018	108	6	767	628
2019	108	7	806	621
2020	132	6	860	635
2021	128	6	910	632
2022	140	5	942	627

## (6) 指定難病特定医療費公費負担の状況

(各年度末現在 単位：人)

	2017	2018	2019	2020	2021	2022
総数	288	288	308	337	295	311
総人口に対する割合	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%

参考：半田保健所事業概要

## (7) 小児慢性特定疾患医療費助成の状況

小児慢性特定疾患医療費助成を受けている人は、慢性心疾患が多いです。

(単位：実人員)

	2017	2018	2019	2020	2021	2022
悪性新生物	5	4	6	1	8	9
慢性腎疾患	2	2	1	2	1	1
慢性呼吸器疾患	0	1	0	0	0	0
慢性心疾患	8	7	7	1	11	12
内分泌疾患	7	6	7	4	7	8
膠原病	0	1	1	4	1	2
糖尿病	0	0	1	1	3	3
先天性代謝異常	1	1	1	2	0	0
血液疾患	1	2	2	0	2	2
免疫疾患	0	0	0	0	0	0
神経・筋疾患	7	8	6	2	6	5
慢性消化器疾患	0	1	0	4	3	3
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	1	2	2	1	1	1
皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
骨系統疾患	0	1	2	0	1	0
合計	32	36	36	40	44	48

参考：半田保健所事業概要

### 3 アンケート調査の結果

#### (1) アンケート調査の実施概要

##### ア 調査目的

東浦町障がい者いきいきライフプラン（第3期東浦町障害者計画、第6期東浦町障害福祉計画、第2期東浦町障害児福祉計画）策定に向け、障がいのある人の生活実態等を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。（前回調査は2020年実施）

##### イ 調査対象

町内在住で身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者のうち  
在宅の方1,000名を対象（全体の44.3%）

##### ウ 調査期間

2023年3月8日（金）から2023年3月31日（金）まで

##### エ 調査方法

郵送配布・郵送回収

##### オ 回収結果

564件（回収率56.4%）

#### (2) アンケート調査の結果概要

##### ア 項目ごとの傾向について（不明回答除く）

##### ① 回答者の「性別・年齢」について

男性	297人	52.8%
女性	263人	46.7%

5～9歳	10人	1.8%
10～17歳	20人	3.5%
18歳以上39歳以下	116人	20.6%
40歳以上64歳以下	191人	33.9%
65歳以上74歳以下	147人	26.1%
75歳以上	71人	12.6%

##### ② 障がいの状況について（重複あり）

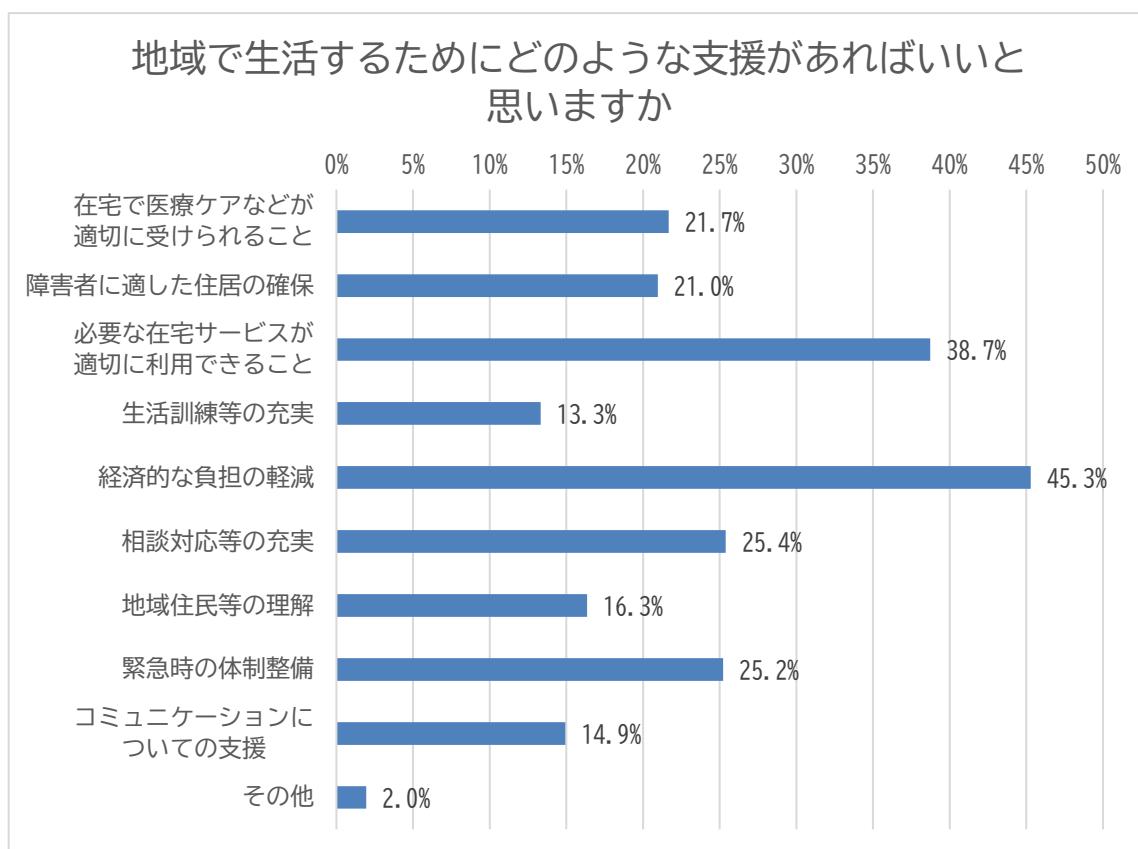
	全体		18歳未満（再掲）	
身体障害者手帳所持者	364人	64.5%	7人	1.24%
療育手帳所持者	109人	19.3%	22人	3.9%
精神障害者保健福祉手帳所持者	139人	24.6%	2人	0.4%
発達障がいと診断されたことがある	103人	18.3%	20人	3.5%
難病（特定疾患）の認定を受けている	49人	8.7%	3人	0.5%

### ③ 住まいや暮らしについて

一人で暮らしている	62人	11.0%
家族と暮らしている	454人	80.6%
グループホームで暮らしている	8人	1.4%
福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）	15人	2.7%
病院に入院している	11人	2.0%

福祉施設や病院で生活している方の内、「今まま生活したい」と「家族と一緒に生活をしたい」回答した方はいずれも34.6%です。

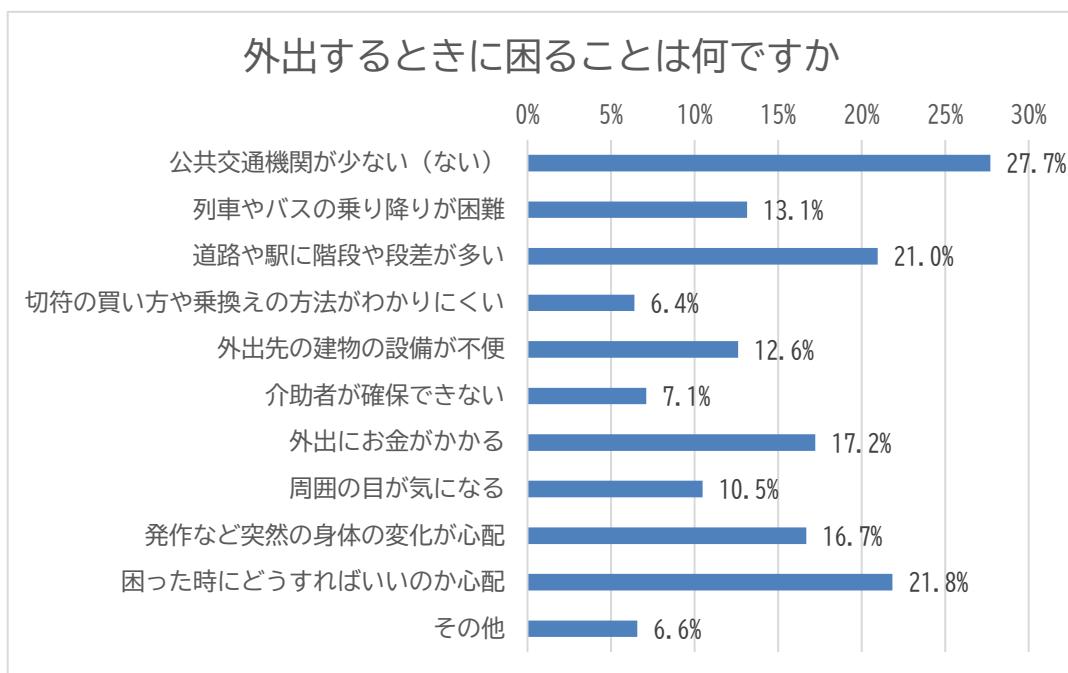
「地域で生活するためにどのような支援があればいいと思いますか」については、「経済的な負担の軽減」が45.3%（前回42.0%）、「必要なサービスが適切に利用できること」が38.7%（前回42.9%）です。



### ④ 日中活動や就労について

「外出の目的」については、「買い物」57.7%（前回62.2%）、「医療機関への受診」49.4%（前回51.0%）、「通勤・通学・通所」42.6%（前回49.8%）が多いです。

「外出するときに困ること」については、「公共交通機関が少ない」27.7%（前回27.6%）、「困った時にどうすればいいのか心配」21.9%（前回23.6%）が多いです。



主な日中の過ごし方については、「自宅で過ごしている」31.8%（前回24.0%）、「仕事をして収入を得ている」24.2%（前回26.9%）が多いです。仕事をしている方の勤務形態は、「パート・アルバイト等の非常勤務や派遣労働者」方は42.2%（前回38.9%）、「正規職員で他の職員と勤務条件に違いはない」方は34.8%（前回38.9%）です。福祉施設に通っているのは、知的障害の方が34.9%、発達障害の方は、32.0%です。「障害者の就労支援として必要なこと」については、「職場の障害者理解」45.6%（前回46.9%）、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」43.7%（前回46.9%）、「通勤手段の確保」33.0%（前回29.9%）です。

##### ⑤ 障害福祉サービス等の利用について

障害区分認定を受けている方は、8.5%（前回9.5%）、介護認定を受けている方は、15.2%（前回13.4%）です。

「現在利用しているサービス」の主なものとして、就労継続支援A B 9.2%（前回7.2%）、相談支援8.2%（前回8.0%）、自立訓練5.0%（前回3.8%）、生活介護4.8%（前回6.6%）、移動支援4.4%（前回5.8%）が多いです。

「今後利用したいサービス」の主なものには、短期入所15.4%（前回14.6%）、相談支援16.0%（前回21.4%）、就労継続支援A B 14.9%（前回15.8%）、自立訓練14.7%（17.3%）、移動支援14.4%（前回14.9%）が多いです。

18歳未満の「利用しているサービス」で多いものは、放課後等デイサービス14人（46.7%）、相談支援7人（23.3%）、日常生活用具2人（6.7%）、児童発達支援6人（20.0%）、移動支援2人（6.7%）です。「今後利用したいサービス」で多いものは、相談支援8人（26.7%）、移動支援6人（20.0%）、児童発達支援5人（16.7%）、放課後等デイサービス4人（13.3%）、日常生活用具1人（3.3%）です。

## 【障害支援区分の認定状況】

(単位：人)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
人数	6	10	10	5	9	8	48
割合	1.1%	1.8%	1.8%	0.9%	1.6%	1.4%	8.5%

## 【介護保険の認定状況】

(単位：人)

	40～64歳	65～74歳	75歳以上	計	40歳以上の割合
要支援1	3	2	4	9	2.2%
要支援2	3	4	6	13	3.2%
要介護1	1	4	5	10	2.4%
要介護2	4	8	5	17	4.2%
要介護3		4	5	9	2.2%
要介護4	3	3	3	9	2.2%
要介護5	6	10	2	18	4.4%
計	20	35	30	85	20.8%

## 【福祉サービスを利用しやすくするために、希望すること】

	件数	割合
情報がほしい	265	47.0%
わかりやすくしてほしい	175	31.0%
情報を提供してほしい	152	27.0%
手助けが必要	149	26.4%
利用条件を緩やかにしてほしい	82	14.5%
時間の短縮化	119	21.1%
サービスを増やしてほしい	65	11.5%
通所を身近な場所で受けたい	75	13.3%
関わる人材の対応等の向上	63	11.2%
人材を当事者で選択	42	7.4%
費用負担軽減	139	24.6%
その他	22	3.9%
特はない	71	12.6%
計（重複あり）	1,419	251.6%

## ⑥ 相談相手について

相談する人は、「友人・知人」77.1%（前回76.6%）が最も多く、次いで「かかりつけ医や看護師」29.4%（前回28.4%）、「家族や親せき」10.5%（前回9.5%）です。

そのうち、18歳未満の相談相手は、「家族・知人」が96.7%（前回95.8%）、「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」が53.3%（前回46.1%）、「かかりつけの医師や看護師」が30.0%（前回43.4%）です。

相談相手については、家族や友人等、身近な人や、かかりつけの医師や看護師、病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー等、資格のある人に相談・助言を求めている人もいます。

## ⑦ 権利擁護について

「差別を受けたり、見たことがありますか」について、「ある」と回答した方は16.0%（前回16.1%）です。その内訳として、「学校・仕事場」は53.3%、「外出先」33.3%、「仕事を探す時」31.1%等で障がいがあることで嫌な思いをする（した）ことがあると回答しています。

### 【差別解消法について】

	2023年度	2020年度
知っている	22.2%	20.4%
知らない	69.9%	72.6%

「虐待防止法について知らない」方は61.2%（前回62.2%）、「虐待を通報する義務があることを知らない」方は57.2%（前回59.2%）、「虐待防止センターがあることを知らない」方は84.2%（前回84.9%）となっています。

### 【通報義務について】

	2023年度	2020年度
知っている	35.6%	33.5%
知らない	59.2%	57.1%

成年後見制度については、「名前も内容も知らない」方は29.4%（前回34.4%）です。

### 【成年後見制度について】

	2023年度	2020年度
名前も内容も知っている	25.2%	26.2%
名前は聞いたことがあるが内容は知らない	37.8%	32.9%
名前も内容も知らない	29.4%	34.4%

## ⑧ 災害時の避難等について

「一人で避難すること」が「出来ない、わからない」人は 55.1%（前回 58.1%）、また、「近所に助けてくれる人」が「いない、わからない」人は 71.8%（前回 72.2%）でした。

「避難できない理由」では、「避難が必要なのかわからない」 23.5%、「移動手段がない」 21.9%、「避難所がわからない」 15.8%が多いです。

「災害時に困ること」については、「投薬や治療が受けられない」 48.8%（前回 43.8%）、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」 46.5%（前回 51.8%）となっています。

【災害時に困ること】	
投薬や治療が受けられない	48.8%
補装具の使用が困難になる	8.5%
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	9.6%
救助を求めることができない	18.5%
安全なところまで、迅速に避難することができない	33.4%
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	17.8%
周囲とコミュニケーションがとれない	25.9%
避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	46.5%
障がい特性のため、大勢の人や知らない人と一緒に場所にいることができない	23.3%
特にない	11.0%

【災害時の備え】	求める支援	準備している
災害情報や避難情報が確実に得られる環境づくり	39.4%	7.3%
避難路や避難経路のバリアフリー化	12.9%	1.4%
障がいなどに対応した避難場所の確保	40.1%	5.0%
障がいなどに対応した治療、薬、非常食などの確保	50.0%	21.8%
日頃から避難施設になじんでおけるような機会づくり	14.5%	3.2%
障がいのある方を加えた地域で行う防災訓練・避難訓練の実施	13.3%	2.5%
障がいのある方をめぐる家族・地域・学校・医療機関などの連絡体制の確保	24.6%	4.4%
地域住民同士の日頃からの関係づくりと地域の中の支援体制づくり	16.1%	4.4%
公的機関による支援体制の確保	27.0%	3.4%
避難先における介助支援体制の確保	23.6%	2.0%
災害時要援護者を支援する災害ボランティアの確保	20.6%	2.1%

## ⑨ヘルプカード、ヘルプマークについて

ヘルプカード、ヘルプマークについて「知らない」方は13.7%（前回24.0%）、「内容は知らない」方は25.0%（前回26.2%）です。

### イ　まとめ

回答者の8割が家族と暮らしているものの、一人暮らしの方もおり、当事者及び介護者ともに高齢化が進んでいる状況にあります。

障がい者の就労では、職場での障がいについて理解不足を感じている方が多いことから、障がいに関する情報提供など知識や理解を深めるための啓発や、適性と能力に応じた職に就くことができるよう、引き続き就労移行や職業訓練等のサービス提供の確保が必要です。

また、障がい者の重度化・高齢化に伴い、介助者の高齢化や障がい児（者）の「親亡き後」の問題を視野に入れ、地域において求められている相談、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を強化する必要があります。

相談については、各々の相談内容に応じた専門性の高い相談窓口が必要で、どのようにすれば活用できるのかという周知方法の充実を図る必要があります。

権利擁護や成年後見制度では、判断能力の不十分な人に対して、代理権などを付与された後見人が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護し、支援をしていく必要がありますが、制度自体を知らない人が多いため、制度に関する知識や理解を深めるための周知について、情報提供に努めていく必要があります。

災害時の避難については、自力や家族の助けなどで避難場所まで迅速に避難することが出来ない人が、災害時に必要な情報を迅速かつ適切に把握し、避難するためには、他者の支援が必要となるため、地域ぐるみで避難支援体制の整備を進めていく必要があります。また、各自備えることの周知も必要です。

差別解消法、ヘルプマーク等、当事者や家族以外にも周知を広げる必要があります。

## 第2部 障害者計画

### 第1章 基本的な考え方

#### 1 基本理念

2021年3月策定の「第3期東浦町障害者計画」では、「地域で生き生きと自分らしく自立した生活が実現できるまち ひがしうら」を基本理念としてきました。

障害者基本法第1条に規定されているように、障がいの有無にかかわらず、ひとしく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されるという理念に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す必要があります。

こうしたことから、第4期東浦町障害者計画では、障害者基本法と障害者総合支援法の考え方を踏まえ、「第6次東浦町総合計画」の基本理念である「つくる つながる ささえあう 幸せと絆を実感できるまち」を基本として、国の第5次障害者基本計画「共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して実現できるよう支援する」という基本理念に基づき、障がいがあっても、地域で自分らしく自立した生活が実現できるまちを共に創っていくため、引き続き「地域で生き生きと自分らしく自立した生活が実現できるまち ひがしうら」を基本理念とします。

地域で生き生きと自分らしく

自立した生活が実現できるまち ひがしうら

#### 2 SDGs（持続可能な開発目標）とのつながり

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。2030年を達成年限とし、社会・経済・環境の3つの側面から捉えることができる17のゴールから構成されており、持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

SDGsは、グローバルな課題の解決に向けて各国が取り組むものですが、それを達成するには自治体レベルでの取り組みが不可欠です。本計画で定める基本理念や基本目標の達成を目指す施策を推進することは、SDGsが定めるゴールへとつながっていきます。

### 3 基本目標

<b>1 差別解消及び権利擁護の推進</b>	<p>障がいのある人の権利を守り、差別の解消を推進します。 障がいや障がいのある人への理解を深めるために、啓発活動を推進します。 障がいのある人の尊厳を傷つける様々な虐待の防止策に努めます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>1 貧困をなくそう 人々</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>3 すべての人に健康と福祉を 心</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>4 質の高い教育をみんなに 本</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>5 ジェンダー平等を実現しよう 男女</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>10 人や国の不平等をなくそう 矢印</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを 建物</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>16 平和と公正をすべての人に 鳩</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 花輪</p> </div></div>
<b>2 安心安全な生活環境の整備</b>	<p>安心安全に暮らしていくことができる生活環境を整備するため、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティ（※）の向上を推進します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>3 すべての人に健康と福祉を 心</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>4 質の高い教育をみんなに 本</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>10 人や国の不平等をなくそう 矢印</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを 建物</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>13 気候変動に具体的な対策を 地球</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 花輪</p> </div></div>
<b>3 自立した生活支援の推進</b>	<p>障がいのある人が住み慣れたまちで自立した生活を送ることができるため、相談支援体制を充実するとともに、きめ細やかな障害福祉サービスの展開に推進します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>3 すべての人に健康と福祉を 心</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>4 質の高い教育をみんなに 本</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>10 人や国の不平等をなくそう 矢印</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを 建物</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>16 平和と公正をすべての人に 鳩</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 花輪</p> </div></div>
<b>4 障がいのある子どもに対する支援の充実</b>	<p>関係機関の連携により、障がいのある子どもの支援体制の充実を図ります。 適切な発育・発達支援につなげるために、疾病や障がいの早期発見、早期療育、相談支援体制の強化等に努めます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>3 すべての人に健康と福祉を 心</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>4 質の高い教育をみんなに 本</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>10 人や国の不平等をなくそう 矢印</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを 建物</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 花輪</p> </div></div>
<b>5 社会参加の促進</b>	<p>就労支援の推進を図り、職場体験等を通じて就労意欲を高め、雇用の場の拡大を目指します。 地域の多様な交流・つながりを深めるために、交流の場・機会の充実に努めます。 文化芸術活動やスポーツなど、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを促進します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>1 貧困をなくそう 人々</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>3 すべての人に健康と福祉を 心</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>4 質の高い教育をみんなに 本</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>8 織きがいも経済成長も グラフ</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを 建物</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>12 つくる責任つかう責任 地球</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 花輪</p> </div></div>

※アクセシビリティ…施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさ

## 第2章 基本計画

### 1 施策の体系

基本目標	施 策 分 野	具 体 的 施 策
1 差別解消及び権利擁護の推進	(1) 障がいを理由とする差別の解消	ア 広報・啓発の推進
		イ 福祉教育の推進
		ウ 差別解消の推進
	(2) 権利擁護の推進	エ 行政等における配慮の充実
		ア 権利擁護の推進
		イ 障がい者虐待の防止
2 安心安全な生活環境の整備	(1) 安心安全な生活環境の整備	ア 誰もが生活しやすい街づくりの推進
	(2) 移動しやすい環境の整備	ア 移動手段の充実
	(3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	ア 情報アクセシビリティの向上
		イ 意思疎通支援の充実
	(4) 防災・防犯等の推進	ア 防災等対策の推進 イ 防犯対策の推進
3 自立した生活支援の推進	(1) 相談支援体制の充実	ア 相談支援体制の充実
	(2) 障害福祉サービスの充実	ア 福祉サービスの充実
		イ 意思決定支援の推進
	(3) 地域包括ケアシステムの構築	ア 地域包括ケアシステムの構築 イ 保健医療の推進
	(4) 障がい福祉を支える人材の育成	ア ボランティア活動の推進
4 障がいのある子どもに対する支援の充実	(1) 発達支援の体制整備	ア 早期発見・早期治療に対する支援 イ 療育支援体制の充実 ウ 障がい児保育の充実
		ア 医療的ケアが必要な子ども等への包括的支援
		ア インクルーシブ教育システムの推進
	(2) 特性に応じた教育の推進	
5 社会参加の促進	(1) 文化芸術活動・スポーツ等の振興	ア 余暇・レクリエーション活動等の充実 イ 芸術活動・スポーツ等の推進
		ア 雇用・就労の支援 イ 福祉的就労への支援
	(2) 就労支援・定着支援の充実	

## 2 基本目標と施策

### 基本目標1 差別解消及び権利擁護の推進

#### (1) 障がいを理由とする差別の解消

##### ア 広報・啓発の推進

障がい理解への広報・啓発活動の機会や内容等を充実し、一層の理解の促進を図ります。特に、一般の理解が遅れているとされる精神障がい、知的障がい、発達障がい、高次脳機能障がい及び難病等について、障がい特性や必要な配慮等に関する理解が深まるよう、普及・啓発を進めます。

点字、手話、視覚障がい者用ブロック、障がい者用駐車スペースや多目的トイレ等に対する理解を促進するよう、啓発をします。

また、障がい者団体が行う地域における交流活動の支援を行い、住民相互の交流を進め、福祉のこころの醸成に努めます。

施策・事業	内 容	担当課
ア 広報・啓発の推進	住民に配布される「広報ひがしうら」や「ひがしうらのふくし」、町のホームページ、講演会等を通じて、「障がい」や「障がい者」に関する住民への啓発に取り組みます。【継続】	住民自治課 ふくし課 障がい支援課 社会福祉協議会
	「障害者週間」、9月の「障害者雇用支援月間」、12月の「障害者月間」等を通じた啓発活動を推進します。【継続】	障がい支援課 図書館
	福祉や教育、保健、医療分野等、障がいのある人と接点の多い事業所や機関において、研修への参加を促進するとともに、様々な障がいの特性を理解できるような研修を実施し、参加者の知識、経験等に応じた内容の充実に努めます。【継続】	障がい支援課 関係各課

## イ 福祉教育の推進

地域の福祉力を向上させるために、福祉講座や講演会等を実施するとともに、小中学校及び高校での福祉実践教室を実施することにより、助け合いや思いやりの心を育んでいます。

また、保育園においては、障がいの有無に関わらず一緒に保育をすることにより、日常生活の中で思いやりの体験を重ね理解する心を育んでいます。

2021（令和3）年4月に施行された「改正バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」では、「心のバリアフリー※」の推進を学校教育との連携等により推進することも示されています。

今後も、障がい当事者との交流や福祉施設での体験活動等を通じ、子どもの頃から助け合いや思いやりの心を育む機会を増やすようにし、更なる地域の福祉力の向上を図っていきます。

※心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうこと。

施策・事業	内 容	担当課
イ 福祉教育の推進	知的障がいや発達障がい、精神障がい等、多様化する障がいの理解を深めるとともに、町職員や教職員の資質の向上を図るための研修プログラムを検討します。【継続】	秘書人事課 障がい支援課 ふくし課 学校教育課
	出前講座や講演会の開催等を実施するとともに、福祉施設や保健所等の保健福祉サービスの実施機関と連携しながら、地域住民の理解を深め、地域の福祉力の向上を図ります。【継続】	障がい支援課 ふくし課 児童課 健康課 生涯学習課
	多くの住民が訪れる「にじいろフェスタ」を通じて、福祉への関心を広げ、地域の福祉の向上を図るとともに、助け合いの心を育みます。 【継続】	社会福祉協議会
	町内の小中高校生が手話や車いす体験等を通じて、助け合いや福祉について学べるよう、福祉実践教室を実施します。【継続】	学校教育課 社会福祉協議会
	町内の小中学校で行われる、総合な学習の時間において、福祉領域の主題を設定し、障がい者との相互交流など福祉教育の推進に努めるとともに、助け合いの心を育みます。 【一部修正】	学校教育課 社会福祉協議会

## ウ 差別解消の推進

すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法等に基づき、性別、年齢、障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努める必要があります。2024（令和6）年4月1日に改正障害者差別解消法の施行により、さらに推進する必要があります。

障がいに関する理解不足や誤解のために障がい者が差別や偏見にさらされることのないよう、更なる普及啓発活動が必要です。

アンケート調査から「差別を受けたり見たり聞いたりしたこと」について、あると回答したのは 16.0%（前回 16.1%）でした。そのうち、差別や嫌な思いをしたのは、学校・仕事場 53.3%（前回 49.6%）、外出先 33.3%（前回 33.6%）、仕事を探すとき 31.1%（前回 29.2%）となっています。

障がい者差別解消のための研修を、町職員に対して実施し、窓口対応などの職員への啓発をしております。

差別解消の促進と合理的配慮に関する研修を実施し、職員の障がいに対する理解促進に努めました。

障がいのある人の人権を守り、差別の解消を推進するため、障害者差別解消法や対応要領について福祉従事者や住民へ周知し、障がい者から合理的配慮の要望があった場合は適切に対応します。

引き続き、職員向けの障がい差別解消の促進と合理的配慮に関する研修を実施について周知を行います。

施策・事業	内 容	担当課
ウ 差別解消の推進	障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、行政だけではなく企業や町民に広く周知し、社会全体で障がいのある人の差別解消や合理的配慮の提供の取組が展開されるように努めます。 【継続】	障がい支援課 関係各課
	障害者差別解消法に規定される基本方針に基づき、同法の適切な運用及び障がいを理由とする差別解消の推進に取り組みます。 【継続】	障がい支援課 関係各課

## 工 行政等における配慮の充実

障害者差別解消法の成立に伴い、行政機関等がその事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表明があった場合は、必要かつ合理的な配慮をしなければならないこととされました。

「社会的障壁の除去についての必要かつ合理的配慮」とは、障がい者が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障がい者に対し、個別の状況に応じて講じられる措置とされています。

アンケート調査から「どこで差別や嫌な思いをしたか。」について、「役場などの行政機関」6.7%（前回13.9%）となっています。

障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、窓口等の体制づくりに努めるとともに、障がいのある人に配慮した行政サービスの実施に努めていく必要があります。

また、職員等の障がい者理解の促進に努めるとともに、障がい者がその権利を円滑に行使することができるよう、障がい者に対して、選挙等における配慮を行います。

施策・事業	内 容	担当課
工 行政サービス等 における配慮の 充実	職員等の障がい者理解を促進するとともに、窓口等における障がい特性に配慮した対応の徹底を図ります。【継続】	関係各課 障がい支援課
	選挙において、スロープの設置など障がいに配慮した投票所を設置し、障がい者が円滑に投票できるようにします。また、障がい者が自らの意思に基づき投票ができるよう、点字投票、代理記載、郵便投票等の投票制度を実施し、障がい者の投票機会の確保に努めます。【継続】	総務課

## (2) 権利擁護の推進

### ア 権利擁護の推進

本町においては、知多半島4市5町の共同で特定非営利活動法人知多地域権利擁護支援センターに委託し、判断能力が十分でない障がい者等の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

アンケート調査から「成年後見制度」について、名前も知らない方は29.4%（前回34.4%）、内容は知らない方は37.8%（32.9%）となっており、障がいなどにより判断が十分でない人の権利を守る「成年後見制度」の認知度は少ない状況です。

障がい等により判断能力が十分でない障がい者が、悪質商法の被害者となったり、身体的、経済的な虐待や財産侵害を受けるなど、権利や財産が侵害されることを防ぐため、成年後見制度や日常生活自立支援制度など、障がい者の権利擁護に関する利用推進や普及啓発に努めます。

施策・事業	内 容	担当課
ア 権利擁護の推進	障がい者の権利擁護に関する事業及び財産管理の支援について、権利擁護支援センターの利用促進や普及啓発に努めます。【一部修正】	障がい支援課
	愛知県社会福祉協議会の実施する日常生活自立支援事業について、スムーズに契約と利用につながるよう、関係機関と連携を図り、推進します。【継続】	障がい支援課 社会福祉協議会
	判断能力が不十分な障がいのある人に対し、成年後見制度に関する相談や情報提供、申立てへの支援とともに、日常生活の自立に向けた支援を推進します。【継続】	障がい支援課

## イ 障がい者虐待の防止

障害者虐待防止法は2012（平成24）年10月に施行され、障がい者に対する虐待の禁止、虐待を防止するための施策、虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援、養護者の支援等が定められました。

2020年度から毎年、施設関係者の資質向上のための研修会を継続実施しています。

アンケート調査から、虐待防止法について知らない方は61.2%（前回62.2%）います。また、通報義務について知らない方は、57.1%（前回59.2%）、虐待防止センターについて知らない方は、84.2%（前回84.9%）となっています。

障がい支援課内に設置する障がい者虐待防止センターを中心に、地域の関係機関と連携し、虐待対応に対する体制強化を図る必要があります。

障がい者虐待防止センターにおいて、虐待の相談・通報・届出に対し、迅速・適切な対応に努め、再発防止に向けた支援を行います。

住民や事業所従事者に対して虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報が必要であることや、通報義務について、広報活動を積極的に実施し、周知します。

引き続き関係機関との連携強化を図るため、虐待防止ネットワーク運営委員会やモニタリング会議を高齢者虐待と共同で行います。また、自立支援協議会での研修や広報紙等を通じて虐待通報先や虐待防止に関する理解・啓発をします。

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
ネットワーク運営委員会（回）		1	1※書面開催	1	1
モニタリング会議（回）		3	3	4	4
コアメンバー会議（回）		5	6	14	16
スクリーニング会議（回）		0	0	0	0
通報・相談 件数 (件)	養護者	3	3	7	8
	施設従事者	2	3	5	8
	使用者	0	0	2	0
虐待認定件数 (件)	養護者	2	1	3	4
	施設従事者	1	2	3	3
	使用者	0	0	1	0

施策・事業	内 容	担当課
イ 障がい者虐待の 防止	障がい者虐待防止センターを設置し、虐待の相談・通報・届出に対する迅速・適切な対応や虐待の未然防止に努めます。【継続】	障がい支援課
	虐待の防止や早期対応につながるように、虐待に関する正しい理解の普及や相談支援体制の充実を図ります。【継続】	障がい支援課 ふくし課 児童課

## 基本目標2 安心安全な生活環境の整備

### (1) 安心安全な生活環境の整備

#### ア 誰もが生活しやすい街づくりの推進

障がい者の安心、安全な地域生活を確保するために、公共施設等のバリアフリーを推進するとともに、福祉のまちづくりに対する住民の理解を深めることが重要になります。

誰もが暮らしやすい環境となるために、人にやさしい街づくりの推進に努めています。

アンケート調査の中で、「外出する時に困ること」について、「道路や駅に階段や段差が多い」21.1%（前回20.1%）、「列車やバスの乗り降りが困難」13.1%（前回16.6%）、「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」12.6%（前回16.1%）となっています。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。

また、障がい者だけでなく誰もが安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等の生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、市街地まで連続したバリアフリー環境の整備を、今後も継続的に努めます。

施策・事業	内 容	担当課
ア 人にやさしい 街づくりの推進	不特定多数の利用がある建設物、公共交通機関の施設等、公園、道路等の生活関連施設においては、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。 【継続】	障がい支援課 都市計画課 道路河川課 土木維持管理課 各施設管理担当課
	障がい者等が居住する住居について、バリアフリー化等を行うための住宅改修費の助成を行い、障がい者が安心して暮らしができるよう努めます。【継続】	障がい支援課 ふくし課

## (2) 移動しやすい環境の整備

## ア 移動手段の充実

障がいのある方の外出や社会参加のためには、移動しやすい環境が必要です。

町運行バス「う・ら・ら」の障害者手帳所持者の料金は無料ですが、公共交通機関の障害者割引には、障がいの程度等に応じて異なります。また、社会福祉協議会では、車椅子、スロープ及び福祉車両等の貸出しを行い、生活支援をしています。

アンケート調査から「外出する時に困ること」について、最も多いのは、「公共交通機関が少ない」が 27.7%（前回 27.6%）となっています。

外出、余暇活動等の社会参加の支援をするためにも公共交通機関の利用の配慮が必要です。

## 【障害者タクシー料金扶助事業】

(単位：人・件数)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
交付者数	68	70	54	57	61
一般車	483	413	285	369	394
リフト付	103	95	180	140	137

施策・事業	内 容	担当課
ア 移動手段の充実	路線バスにおける車いす対応のノンステップバスの運行を推進します。【一部修正】	まちづくり課
	外出、余暇活動等の社会参加の支援をするため、福祉タクシーの利用や自動車の利用等に関する各種助成をします。【継続】	障がい支援課

### (3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

#### ア 情報アクセシビリティの向上

アクセシビリティとは、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのことと言います。

2019（令和元）年施行された「読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）」は、視覚障がい者等の読書環境の整備を通じ、障がい者の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現を目指すものです。

2022（令和4）年施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）」は、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現を目指すものです。

アンケート調査から「障害福祉サービスをより利用しやすくするために、今後希望すること」については、「情報が欲しい」47.0%（前回46.0%）、「わかりやすくしてほしい」31.0%（前回28.2%）、「情報を提供してほしい」27.0%（前回28.6%）となっています。

本町では、図書等の配達サービスについて、館内やホームページで周知を行い、デイジー図書（デジタル録音図書）の導入をしました。

また、障がいのある方が情報を入手しやすくするために、点字や音声コードによる情報提供を行っています。

障がいの特性や年齢などにより、福祉情報の内容が異なることから、情報発信内容等について、障がいのある人の視点に立って、検討していく必要があります。

施策・事業	内 容	担当課
ア 情報アクセシビリティの向上	広報紙やホームページ、リーフレット、通知封筒等、ユニバーサルデザインやフォント、音声コード等、障がいのある人がわかりやすくなるように、情報アクセシビリティの向上に努めます。【一部修正】	住民自治課 障がい支援課 関係各課
	図書館を利用しやすいように、障がいの状況に応じて対面朗読の実施や録音図書、点字図書、字幕入りDVD、その他障がい者用資料（マルチメディアディイジー）の配達を含めた貸し出しや活字読み上げ装置の提供を行います。 また、サービスについて周知し、利用促進を図ります。【継続】	図書館

※マルチメディアディイジー…文章を読み上げる音声を聞きながら、画面上で絵や写真をみることができるデジタル図書。読み上げ部分がハイライトされるため、どこを読んでいるか、どう読んだらよいかが聴覚及び視覚から理解しやすく、視覚障がいのほかに、学習障がい、知的障がい、精神障がいのある人等にも有効であると認められている。

## イ 意思疎通支援の充実

障がい者の言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段を選択する機会の提供や障がいの特性に配慮した意思疎通支援を及び Net119 番による緊急通報システムや電話リレーサービス等の ICT 活用等の利活用も考慮して行う必要があります。

施策・事業	内 容	担当課
イ 意思疎通支援の充実	手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及を図り、手話を使用しやすい環境を整備することができるよう支援します。【継続】	障がい支援課
	意思疎通を図ることに支障のある障がい者に対して、手話通訳等の支援を行うとともに、支援を行う者的人材育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実します。 【継続】	障がい支援課
	意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうための絵記号等の普及や理解の促進及び情報内容の充実を図ります。【継続】	関係各課

#### (4) 防災・防犯等の推進

##### ア 防災等対策の推進

障がい者をはじめ、すべての人が安心して安全に暮らすためには、防災・防犯などの生活の安全対策は重要な課題になります。

特に災害発生時の地域での迅速な対応が不可欠であり、安否確認や避難誘導、避難所生活での障がい者に対する特別な配慮など、支援体制の整備とともに当事者が自ら備えることの周知が必要です。

本町では、災害対策の一つとして、避難行動要支援者名簿の作成を行っています。2023年度から、個別避難計画作成コーディネーターを配置し、避難行動計画支援者の個別避難計画を作成しています。

また、一般の避難所では、避難生活が困難な要配慮者が利用できる福祉避難所の指定等（協定）を行っています。

しかし、全国的に大規模災害が相次ぎ、障がいのある人をはじめ多くの人が犠牲となる中、災害に不安を感じる人も少なくありません。

また、避難先で必要となる資機材等の配備については、当事者のニーズや具体的な内容について検討する必要があります。

アンケート調査から「地震や台風等の災害時に困ること」については、「投薬や治療が受けられない」48.8%（前回43.8%）、次いで「避難場所の設備や生活環境が不安」46.5%（前回51.8%）となっています。また、「災害時の避難についてどのような支援や配慮を求めるのか」については、「障がいなどに対応した治療、薬、非常食などの確保」50.0%、「障がいなどに対応した避難場所の確保」40.1%が多くなっている一方、「災害時に備え、準備しているもの」については、「特ない」50.4%、「障がいなどに対応した治療、薬、非常食などの確保」21.8%となっており、自ら備える必要性の周知が必要です。

「東浦町地域防災計画」及び「東浦町水防計画」に基づき、防災知識の普及啓発に努めるとともに、障がい者などの災害弱者について、災害発生時に的確かつ迅速な安否確認、避難誘導を行うため、地域、行政及び福祉事業所等が関係機関として連携を図る支援体制づくりに努めます。

【避難行動要支援者登録者数】

(2023年7月1日現在 単位：人)

要介護 3～5	104	難病	41
要介護 1・2 一人暮らし/高齢者世帯	178	一人暮らし高齢者	136
身体障害者手帳 1・2 級	150	75歳以上高齢者世帯	91
精神保健福祉手帳 1・2 級	14	75歳以上日中独居	68
療育手帳 A 判定	76	合計	693

施策・事業	内 容	担当課
ア 防災等対策の推進	避難行動要支援者名簿や福祉避難所等の周知を継続するとともに、障がいのある人及び当事者団体の協力を得ながら、研修や訓練等を行い、個別避難計画を策定し、災害対策の強化に取り組みます。【一部修正】  地域防災計画に基づき、関係機関との連携を図りながら、防災知識の普及啓発、地区防災訓練への参加を呼びかける等、防災意識の向上を図ります。【継続】	ふくし課 防災危機管理課 障がい支援課  防災危機管理課
	災害発生時に的確かつ迅速な安否確認、避難誘導を行うため、要配慮者を把握し、地域、行政及び福祉事業者等が関係機関として連携を図る支援体制づくりに努めます。【一部修正】	防災危機管理課 ふくし課 障がい支援課
	障がい者等の災害弱者が、避難先で必要とする災害用備蓄物資、資機材（非常用電源含む）の拡充を進めます。【一部修正】	防災危機管理課 ふくし課
	災害が発生した時、障がい者が避難所で安心して生活できるよう、福祉施設と協定を締結するなど、福祉避難所等の拡充を進めます。 【一部修正】	防災危機管理課 ふくし課 障がい支援課
	避難先で、障がい者との意思疎通が適切にできるよう、障がい特性に配慮した情報伝達の体制づくりを促進します。【新規】	防災危機管理課 ふくし課 障がい支援課

#### イ 防犯対策の推進

障がいのある方が犯罪行為やトラブルに巻き込まれるケースもあるため、防犯対策についても充実を図る必要があります。

防犯対策では、地域の防犯パトロールを通じ、地域の安全を推進するとともに、障がい者の犯罪被害を防ぐため、FAX110番や110番アプリシステムを周知し、防犯支援に努めます。

障がいのある方が行方不明になった場合は、迅速に捜索できるような対応を検討します。

施策・事業	内 容	担当課
イ 防犯対策の推進	障がいのある人が巻き込まれる犯罪被害を防止するため、警察をはじめとする関係機関と連携しながら注意喚起を行い、防犯対策に一層取り組みます。【継続】	住民自治課

### 基本目標3 自立した生活支援の推進

#### (1) 相談支援体制の充実

##### ア 相談支援体制の充実

障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談を受けることのできる体制を構築するため、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する整備を図ることが必要です。

本町では、相談支援事業を委託している障がい者支援センターを基幹相談支援センターとして、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、各種相談や情報提供などの支援を総合的に行ってています。

また、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援体制の強化を図る必要があります。

アンケート調査から、相談する人について、障がい者支援センターは10.1%（前回5.8%）と、専門職による相談が少ないのが現状です。

障がい者やその家族の一般的な相談から専門的な相談まで、様々な相談に対して適切に支援できるよう、基幹相談支援センターである障がい者支援センターを中心に、関係機関等と連携し、相談支援体制の充実を図ります。

また、発達障がい者等のライフステージに応じた相談支援のあり方を検討し、行政機関を始めとする関係機関との連携を図ります。

施策・事業	内 容	担当課
ア 相談支援体制 の充実	身体・知的・精神障がい、難病、医療的ケア児等に対応するため、社会福祉士、精神保健福祉士をはじめとする相談支援専門員を配置した「障がい者支援センター」を中心に、関係機関等と協働で、当事者の暮らしを中心に据えた、相談支援の充実を図ります。【継続】	障がい支援課
	相談機能の一層の向上に向け、保健、医療、教育、福祉、労働等の関係機関、サービス提供事業所やNPO、民生委員・児童委員等と連携を図り、地域関係者のネットワークの構築に努め、相談支援体制を構築します。【一部修正】	障がい支援課 ふくし課 児童課 健康課 学校教育課 社会福祉協議会
	発達障がい児等のライフステージに応じた相談支援体制のあり方を検討し、関係機関と連携を図るとともに、体制の強化を図ります。【継続】	障がい支援課 ふくし課 児童課 健康課 学校教育課

## (2) 福祉サービスの充実

### ア 福祉サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、障がいの特性や程度に応じ、必要な支援を必要な時に受けられる様々な福祉サービスの充実が求められています。

社会資源を効果的に利用できる方法の検討等、地域生活の支援体制の充実を図ることが大切です。

障がいのある人が、自立した地域生活を送るために必要なサービスを、自己決定ができるようサービス提供体制の充実を図り、安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制を確立します。

また、ライフステージを通じて切れ目のない各種サービスの提供を図り、地域で安心して暮らせる生活を支援します。

施策・事業	内 容	担当課
ア 福祉サービスの充実	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は、障がい者が様々な福祉サービスを受ける上で必要なものであるため、広報等を通じて、制度の周知に努めます。【継続】	障がい支援課
	日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等の地域生活支援事業について、ニーズに応じた事業の充実に努めます。【継続】	障がい支援課
	高齢障がい者や介護保険第2号保険者が、障害福祉サービスや介護保険サービス等を円滑に利用できるよう、関係機関との連携を強化し、障がいの特性やこれまでの生活を考慮したサービス提供に向けた支援に努めます。【継続】	障がい支援課 ふくし課

### イ 意思決定支援の推進

自らの意思を決定することや表明することが困難な障がいのある人に対し、本人の意思及び自己決定を尊重する観点から、障がいの特性に応じた意思決定支援を行うこととともに、身近な地域で相談を受けることができる体制を構築することが求められています。

施策・事業	内 容	担当課
ア 意思決定支援の推進	相談支援専門員やサービス管理責任者を中心とした研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及に努めます。【継続】	障がい支援課

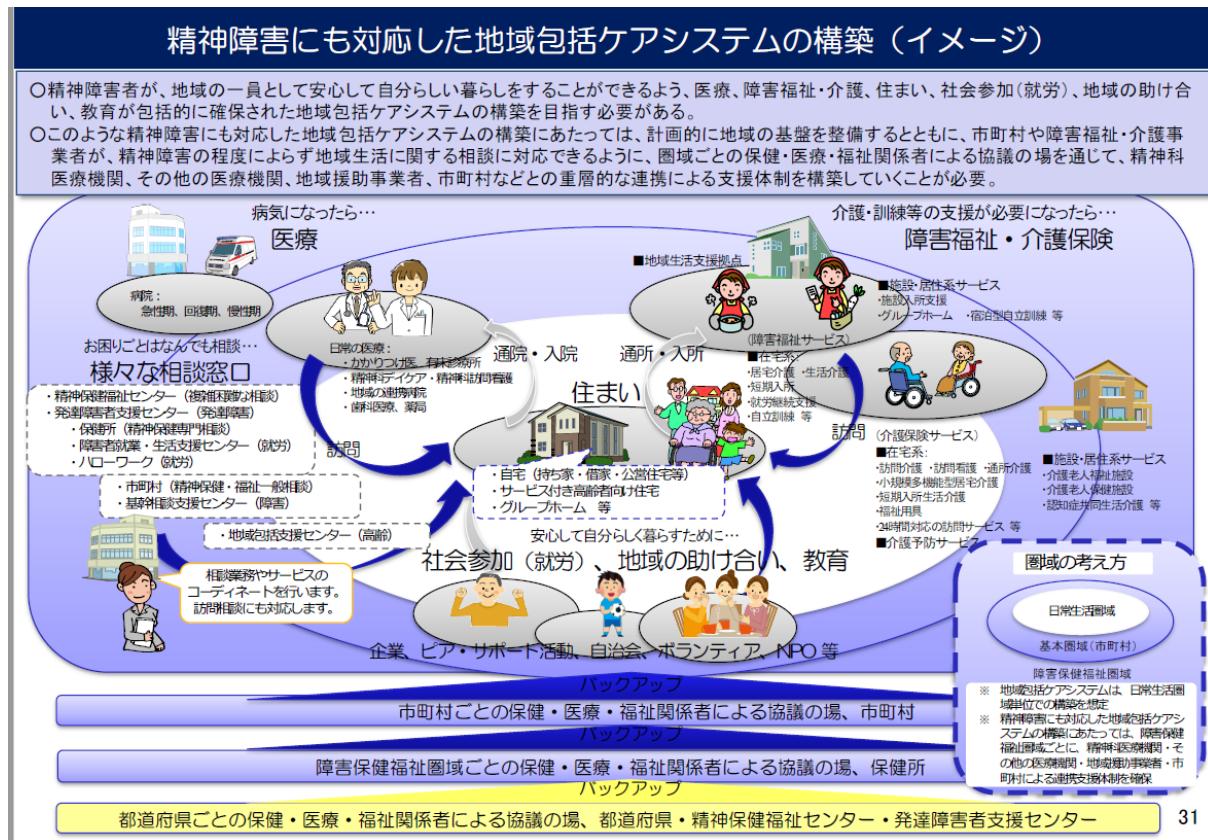
### (3) 地域包括ケアシステムの構築

#### ア 地域包括ケアシステムの構築

精神病棟における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域の事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取り組みの推進が必要です。

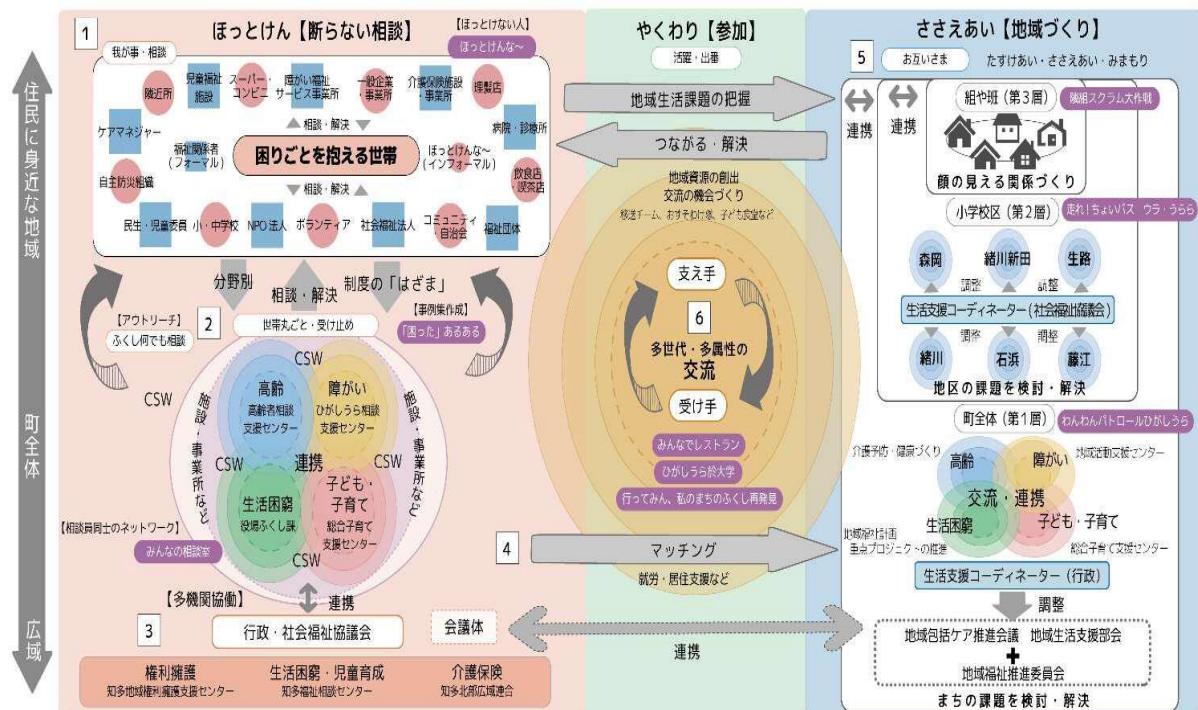
また、2020（令和2）年6月交付の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、包括的な支援体制の整備等に関する事項が示されています。

施策・事業	内 容	担当課
ア 地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域住民や地域福祉の担い手と連携を図り、支援機関や社会福祉事業者と協議体ネットワークを構築し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。【継続】	障がい支援課
	障がい者の特性、年齢等に関係なく、支援が必要な方を対象とした重層的支援体制整備事業を推進し、地域包括ケアシステムの構築を目指します。【一部修正】	障がい支援課 ふくし課 児童課 学校教育課 健康課



参考：2020年9月3日精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会

（厚生労働省）



参考：2022（令和4）年3月 東浦町重層的支援体制整備事業実施計画（ふくし課）

## イ 保健医療の推進

障がい者の地域生活での質を高めていくためには、保健・医療サービスの適切な提供に努めます。

また、障がいの原因となる疾病や外傷等の予防と治療等による重症化予防も必要です。

「こころの健康」を推進することで、うつ病や自殺予防の推進に努めます。

さらに、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療給付を行い、障がいの早期治療を促し、発生の防止、再発防止又は軽減を図ります。

施策・事業	内 容	担当課
イ 保健医療の推進	<p>うつ病・自殺予防等の「こころの健康」について、広報等を利用し啓発活動を行います。</p> <p>また、産後うつの早期発見・早期対応を図るため、助産師による乳児家庭全戸訪問等を実施し、住民のこころに関する健康を守ります。</p> <p>【継続】</p>	健康課
	<p>保健師など専門職による健康相談・成人歯科健診・相談を実施し、来所が困難な方には、家庭訪問での相談を実施します。【継続】</p>	健康課
	<p>障がい者の心身における障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療給付を行い、障がいの原因となる疾患が疑われる場合は、早期治療を促し、発生の防止、再発の防止又は軽減を図ります。</p> <p>【継続】</p>	障がい支援課 保険医療課
	<p>生活習慣病予防のための特定健康診査や特定保健指導、介護予防等を実施し、疾病の予防・早期発見・早期治療を図ります。【継続】</p>	健康課

#### (4) 障がい福祉を支える人材の育成

##### ア ボランティア活動の推進

障がい者の地域での自立生活を支援するためには、個々のニーズに応じた支援体制が必要であり、関係機関との連携による地域福祉活動やボランティア活動を推進し、互いに支え合う地域社会づくりが求められています。

本町では、総合ボランティアセンター「なないろ」がボランティア、住民活動に対する支援を行っています。

ボランティア等の養成講座を開催し、ボランティアの養成を図るとともに、NPO法人や養成されたボランティアとの協働を通じて、地域福祉の向上を図ります。

また、障がい者の地域生活を支援するボランティア団体への支援・育成を図るとともに、障がい者が支援を受ける側となるだけでなく、障がいを持つ立場に立つて支援する側のボランティア活動への参加も推進します。

施策・事業	内 容	担当課
イ ボランティア活動 の推進	NPO法人等との協働を円滑に推進していくため、職員の意識改革を行うとともに、総合ボランティアセンターと協力し、NPO設立予定団体の支援を推進します。【継続】	住民自治課 ふくし課
	ボランティア養成講座について、障がい者や地域住民のニーズを踏まえながら、コミュニケーションの支援を始め、誰でも気軽に参加できる講座メニューを実施します。【継続】	ふくし課 社会福祉協議会
	障がい者団体が行う地域活動を支援し、ボランティア団体として登録を行い、障がい者の社会参加の促進を図ります。【継続】	社会福祉協議会
	障がいに関するボランティア養成講座やボランティア団体の活動に対して支援します。また、ボランティア団体が主催する養成講座についても支援をします。【継続】	ふくし課 社会福祉協議会 障がい支援課

#### 基本目標4 障がいのある子どもに対する支援の充実

##### (1) 発達支援の体制整備

###### ア 早期発見・早期治療に対する支援

障がいのある子ども一人ひとりの個性を生かしながら将来の自立を見据えて、子ども本人に対する支援の他、保護者に対しても第一の療育者として精神的な支援や療育についての指導を行うなど、療育相談支援の充実を図る必要があります。

妊娠婦や乳幼児等の健康診査及び相談・支援などの充実に取り組み、障がいの原因となる疾病などの早期発見を図り、障がいの予防や早期治療の推進に努めます。

施策・事業	内 容	担当課
ア 早期発見・早期 治療に対する 支援	疾病や障がいの早期発見のため、妊娠婦健診、乳幼児健診等において、発達の遅れや障がいの認められる乳幼児の早期発見に努め、早期治療、早期療育へつなげます。また、保健・福祉・医療等の関係機関の連携を強化し、専門的な相談や適切な専門機関の紹介等、適切な指導・支援を図ります。【一部修正】	児童課 健康課

## イ 療育支援体制の充実

乳幼児期の成長や発達を適切に支援するため、各種健診や相談事業を実施しています。

乳幼児期における適切な早期療育が受けられるよう、対象児の把握に努めるとともに、療育を必要とする乳幼児の保護者を支援するため、きりんの会やこぐまの会等の事後フォロー教室の充実を図るとともに、健康課（保健センター）やひがしうら総合子育て支援センターなどが行う各種健診並びに相談事業を通して、乳幼児と保護者の支援を適切に行います。

健康課（保健センター）、児童発達支援事業所、ひがしうら総合子育て支援センター等の関係機関と連携を強化し、早い段階から一貫して必要な療育・指導が受けられる体制の整備を検討します。

施策・事業	内 容	担当課
イ 療育支援体制の充実	乳幼児健診等において、対象児の把握に努め、育児相談等を実施し、療育施設等へつなぎ、適切な指導・支援を図ります。【継続】	児童課 健康課 障がい支援課
	きりんの会・こぐまの会において、1歳6か月、2歳2か月・3歳児健診等でフォローが必要と認められた幼児・保護者への支援を行い、育児不安解消に努め、きめ細やかなサポートに取り組みます。 【継続】	児童課 健康課
	児童発達支援事業所において、発達の遅れや障がいのある未就学児を対象に、児童の健やかな発達を促すための機能、感覚統合などの訓練を行うとともに、生活習慣や集団生活に適応できる力を養います。【継続】	児童課
	専門機関や保育園、保健センター等との連携を密にし、適切な指導に努めます。【継続】	障がい支援課 児童課 健康課
	児童発達支援センターを中心に、障がいの重度化・重複化を踏まえ、専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的支援施設と位置づけ、地域の事業所等との連携や障がい児の医療的ケア児を含めた多様なニーズに対する療育機関と連携し、就学前から就学後も通して、切れ目のない支援体制を構築します。【一部修正】	障がい支援課

## ウ 障がい児保育の充実

障がい児やその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象にして、身近な地域において、障がい児が保育を利用できるよう支援しています。

障がいのある児童もない児童も、共に地域で成長発達していくよう、保育園で統合保育を推進し、個々の障がい児に応じたバリアフリー化を検討する等、専門機関との連携を密にし、相談や必要な援助を行える体制の整備を推進します。

施策・事業	内 容	担当課
ウ 障がい児保育 の充実	統合保育の推進を図り、障がいのある児童もない児童も、ともに質の高い保育の実施に努め、助け合い・思いやる体験を重ね、理解の基礎を育みます。【継続】	児童課
	障がいに関する保育等の研修会への参加や専門家からの助言などにより、保育士の専門性や保育技術の向上を図ることにより、障がいのある児童に対する保育の充実、保護者に対する家庭保育・療育の指導を行い、適切な発達支援に取り組みます。【継続】	児童課
	個別の配慮を必要とする児童に対し、「サポートファイルにこにこ※」を作成するとともに、関係機関と連携し、その発達に応じた適切な指導の充実に努めます。【一部修正】	児童課
	障がい児保育を拡充するため、施設のバリアフリー化や看護師設置等を検討し、多様な疾病のある児童が保育園での生活がしやすくなるように努めます。【一部修正】	児童課

※「サポートファイルにこにこ」とは、個別の配慮を必要とする園児・児童・生徒の状態を、保護者と保育士・教師が共通理解を図り、その子の健やかな成長のために活かしていくために、東浦町で作成している個別の教育支援計画。

## (2) 医療的ケアが必要な子ども等への包括的支援

## ア 医療的ケアが必要な子ども等への包括的支援

本町では、医療的ケア児を受け入れることができる事業所がなく、町外の事業所を利用しており、必要な福祉サービスが少ないことが課題となっています。

医療的ケアが必要であっても、それぞれの状態や発達に合った必要なサービスを受けることができ、住み慣れた地域や学校で過ごせるような環境整備を進めるため、保育・教育・療育体制の充実の他、共に学ぶ子どもたちや教職員等への理解促進に取り組みます。

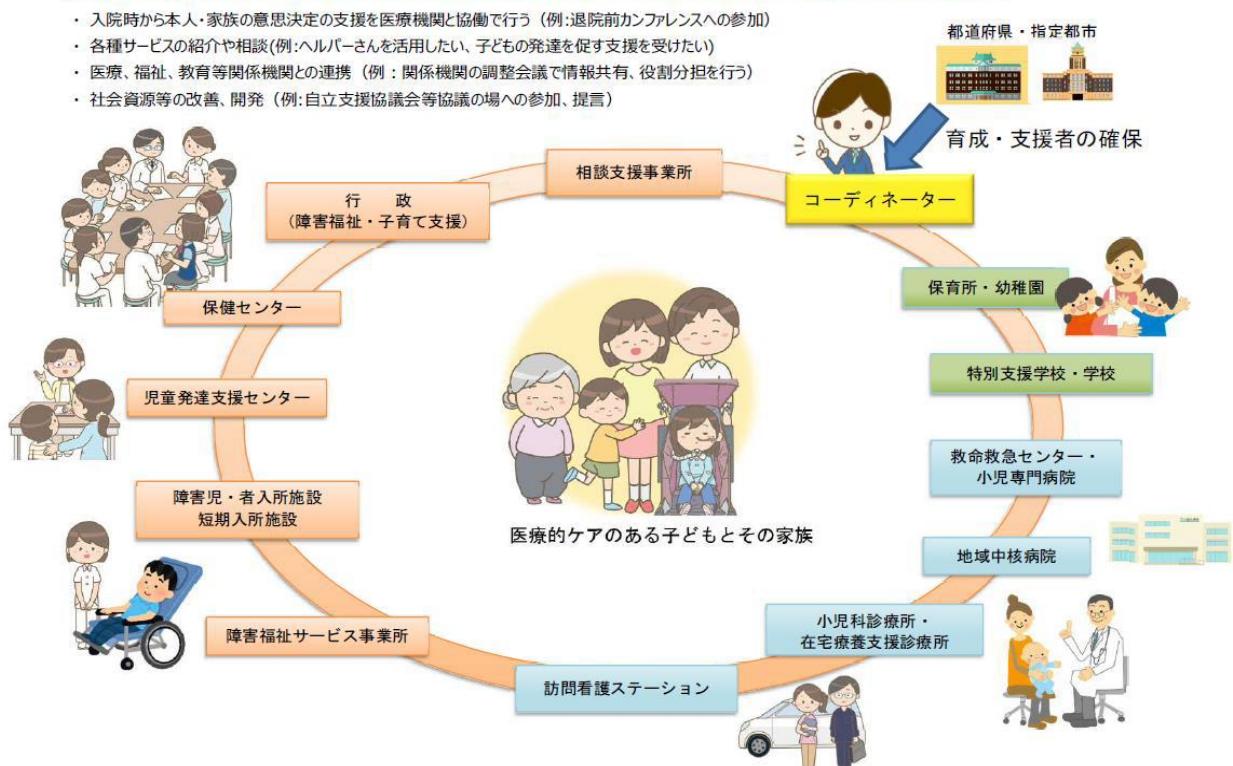
施策・事業	内 容	担当課
ア 医療的ケアが必要な子ども等への包括的支援	医療的ケア児等が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の支援を調整するため、医療的ケア児等コーディネーターを中心に協議し、適切な支援に努めます。【継続】	障がい支援課 児童課 健康課 学校教育課

※「医療的ケア児」とは、生きる上で 医療的なケアと医療機器を必要としながら日常生活を送る子どものこと。例えば、気管切開、人工呼吸器、吸引、在宅酸素療法、胃ろう、腸ろう、経管栄養、中心静脈栄養等。

## 医療的ケア児等コーディネーターの役割

医療と福祉・教育等を包括的にコーディネートする ⇒ 多分野に属する支援者が単独では解決できない課題に対し、連携・協働して取り組む

- ・ 入院時から本人・家族の意思決定の支援を医療機関と協働で行う（例：退院前カンファレンスへの参加）
- ・ 各種サービスの紹介や相談（例：ヘルパーさんを活用したい、子どもの発達を促す支援を受けたい）
- ・ 医療、福祉、教育等関係機関との連携（例：関係機関の調整会議で情報共有、役割分担を行う）
- ・ 社会資源等の改善、開発（例：自立支援協議会等協議の場への参加、提言）



参考：医療的ケア児者への支援について（愛知県障害福祉課 ホームページ）

### (3) 特性に応じた教育の推進

#### ア インクルーシブ教育システムの推進

特別な支援を要する児童や生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められています。また、その支援がライフステージの節目ごとに途切れることなく、一貫性のある支援を行うことが重要になります。

特別支援学級及び通級指導教室在籍に関わらず、個別の配慮を必要とする児童生徒に対し、個別の教育支援計画「サポートファイルにこにこ」を作成し、活用しています。

引き続き、特別な支援を要する児童や生徒一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うため、関係機関等の連携により全ての学校における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、全ての教職員の専門性の向上などにより、特別支援教育の充実を推進します。

また、就学相談を実施し、就学前から就学時のライフステージにおける支援の充実を推進します。

拠点校を設置して、町内全小中学校で実施している通級指導教室を充実させるとともに、さらなる拠点校の設置を愛知県へ働きかけます。

施策・事業	内 容	担当課
ア インクルーシブ教育システムの推進	<p>全ての教職員が、障がいや特別支援教育に対する理解を深めるため、障がい児との交流会や発達障がい等の研修会へ参加することにより、教職員一人ひとりの資質の向上を図ります。</p> <p>【継続】</p>	学校教育課
	<p>「サポートファイルにこにこ」を活用した情報の引継ぎにより、就学前から卒業に至るまで、途切れのない支援が行えるよう体制を整備します。【新規】</p>	学校教育課
	<p>町内全小中学校へ配置されている「学校生活支援員」を活用し、さらなる特別な支援を要する児童や生徒への支援を行います。</p> <p>【一部修正】</p>	学校教育課
	<p>各学校での教育支援委員会において、適切な就学に向けての検討を行うとともに、児童・保護者に対し適切な指導に努めます。</p> <p>また、学校や学校教育課において、随時就学に関する相談を行います。【継続】</p>	学校教育課
	<p>特別な支援を要する児童一人ひとりの状況に応じた一貫した支援を行うため、関係機関と連携し、就学に向けた就学相談を充実させ、適切な支援に努めます。【一部修正】</p>	児童課 学校教育課
	<p>学校施設・設備のバリアフリー化やトイレの洋式化や多様な疾病のある児童が通学できるよう、必要に応じて医療的ケア児等にも対応できるように整備します。【継続】</p>	学校教育課
	<p>障がいのある児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択を増やし、障がいの有無に関わらず可能な限り共に教育を受けられるよう体制整備を進めるとともに、個々の児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることができる、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備を推進します。</p> <p>【一部修正】</p>	学校教育課

## 基本目標5 社会参加の促進

### (1) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

芸術及び文化活動への参加は、障がい者の生活を豊かにするとともに、障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与します。

地域で自立した生活を営めるよう、日中活動の場の確保、社会参加活動の推進等の施策を実施し、文化活動やスポーツ活動等が、障がいのある人の生きがいや余暇活動の向上とういう観点だけでなく、潜在的な能力開発や交流機会の創出にもつながるよう取り組んでいく必要があります。

#### ア 余暇・レクリエーション活動等の充実

障がい者が障がいの種別や程度にかかわらず、地域で安心して自立した生活を送るために、日中活動の場やレクリエーション活動等を通じて、社会参加や交流、余暇の実現を図ります。

施策・事業	内 容	担当課
ア 余暇・レクリエーション活動等の充実	障がい者や町内の福祉施設・団体、ボランティアが参加できる「にじいろフェスタ」を開催します。【一部修正】	社会福祉協議会
	町内の福祉施設の利用者や在宅障がい者の生きがいと健康づくり、交流を兼ねた「ふれあいレクリエーション大会」を開催します。 【一部修正】	社会福祉協議会
	障がい者団体等の地域における交流活動の支援を行います。【継続】	ふくし課 障がい支援課 社会福祉協議会
	障がい者本人や家族から形成される家族会（身体障害者福祉協議会や手をつなぐ育成会ふれんず、精神障がい者家族会等）の地域における活動の支援や、家庭における障がい者の自立への取り組みを支援します。【継続】	障がい支援課 社会福祉協議会

## イ 芸術活動・スポーツ等の推進

地域での障がいに関する理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与するため、2023年度から、町内福祉サービス事業所等の利用者による「ひがしうら作品展」を12月の障害者週間に合わせて開催し、文化芸術活動の普及を図っています。

また、愛知県社会福祉協議会と連携し、各種障がい者スポーツを振興するため、広報活動を積極的に実施し、広く住民に周知します。

施策・事業	内 容	担当課
イ 芸術活動・ スポーツ等の推進	<p>関係機関や社会福祉施設等と連携し、指導者の確保・育成や活動の場の整備、大会の開催及び参加支援等を行います。</p> <p>また、障がい者スポーツの普及に努めます。【継続】</p>	スポーツ課 生涯学習課 社会福祉協議会 関係各課
	<p>障がい者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実します。【継続】</p>	生涯学習課 スポーツ課
	<p>障がいのある人のサークル活動等に対して、活動内容の周知、情報提供を行うとともに、自主的なレクリエーション大会や作品展等の開催を支援します。【継続】</p>	スポーツ課 生涯学習課 関係各課

## (3) 就労支援・定着支援の充実

## ア 雇用・就労の支援

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、経済的基盤の確保が不可欠であり、障がい者への所得保障の充実とともに、就労の機会を確保することが重要な課題となっています。

ライフステージに対応した発達障がいに係る個別支援を推進し、就労支援や就労定着の推進のため、関係機関との連携を図ります。

働くことを希望する障がい者が能力を最大限發揮し、就労を通じた社会参加を実現するとともに、職業的自立を図るため、雇用、福祉及び教育が連携した支援等を通じて、障がい者の就労支援の充実を図ります。

施策・事業	内 容	担当課
ア 雇用・就労の支援	サービス事業所、特別支援学校、商工会を始め企業や関係機関と連携し、就労移行の支援を推進します。【継続】	障がい支援課 商工振興課
	障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター等と連携し、ジョブコーチ支援により、障がい者が職場適応できるよう支援します。【継続】	障がい支援課

#### イ 福祉的就労への支援

就職を希望する障がい者については、一般社会への適応や自立促進などを図る就労移行支援や、一般就労が困難な障がい者に働く場を提供する就労継続支援などのサービスを提供する必要があります。

就職を希望する障がい者に対し、就労移行支援や就労継続支援等の障害福祉サービスの給付を行い、就労に向けた訓練と自立促進を図り、就労を支援します。

また、障がい者が安定した工賃を受け取るために、施設の製品のPR等に努めるとともに、関係機関が連携を図りながら、障がい者が生きがいを持って就労できる環境づくりに努めます。

施策・事業	内 容	担当課
イ 福祉的就労への 支援	就労移行支援や就労継続支援等を行う事業者の生産活動について、障がい者の自立を促進するため、障害者優先調達推進法に基づく物品等の購入を行うとともに、販売支援の推進のため、製品のPRなどにも努めます。【継続】	障がい支援課 関係各課
	農業分野での就労を通じて、障がい者の自信や生きがいを創出するとともに、工賃の向上を図ることができるよう、「農福連携」を推進します。【継続】	農業振興課 障がい支援課

## 第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画

### 第1章 計画の概要

#### 1 計画策定の趣旨

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。この計画は、国の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に沿って、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保について定めるものです。また、「障害者計画」と併せての障害福祉サービス等の提供を中心に策定するものです。

この計画は、愛知県の障害福祉計画・障害児福祉計画及び本町の総合計画、地域福祉計画並びに子ども・子育て支援事業計画と整合性のとれた、「障害福祉計画」と合わせて包括的な計画とします。

この計画は、2024年度から2026年度までの第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画とします。

#### 2 基本的理念

本町においては、障害福祉計画の策定に当たり、国が示す「障がい者が地域で暮らせる社会」、「自立と共生の社会」の実現を目指し、次の7点を基本的理念とします。

##### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加ができるることを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

##### (2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む）並びに難病患者並びに障がい児等に対し、サービスの充実、及びその周知を図り、活用が促進されるようにします。

(3) 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等からの地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービスの提供基盤を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO法人等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活支援拠点等の整備をするとともに、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えて、これらの機能をさらに強化します。

さらに、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

※インフォーマルサービス…法律や制度に基づかない形で提供されるサービス

※地域生活支援拠点…地域生活への移行、親元からの自立に関する相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受け入れ体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会を実現に向け、引き続き、住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、包括的な支援体制の推進に取り組みます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所施設等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫とした支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようになると、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、医療的ケア児が、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、各関連分野が共通の理解に基づいた包括的な支援体制を構築します。

※医療的ケア児…人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児

#### (6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい福祉を担う人材を確保・定着するためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の意整備や福祉現場におけるハラスメント対策、ＩＣＴ・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に、関係者と協力した取り組みを推進します。

#### (7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者のニーズを踏まえて支援を推進します。

特に、「障害者による文化芸術の推進に関する法律」を踏まえ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、「視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図ります。

### 3 目指す目的

障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る2026年度までの数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業）及び障害児支援等（障害児通所、障害児入所支援及び障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とします。

### 4 成果目標

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
- (5) 相談支援体制の充実・強化
- (6) 障害福祉サービス等の質を高めるための取組に係る体制の構築
- (7) 障がい児支援の提供体制の整備

## 第2章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」では、2026年度までに必要とされるサービス見込量を設定し、そのサービス量が確保できるように基盤整備を進めていきます。

2023年度見込みは、「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」の目標値です。(一部目標値を修正しています)

### 1 施設入所者の地域生活への移行

#### ◎現状と課題

2023年度は、福祉施設の入所者数は25人、地域移行の利用者は2人を見込んでおり、地域移行者は2022年度にありませんでしたが、施設入所者の変化はありません。

入所施設から地域生活へ移行するためには、居住の場の整備が不可欠です。町内には2023年度9月末現在15箇所（定員95名）のグループホームがあり、他市町村と比較して整備は進んでいる状況にあります。

しかし、グループホーム等への入居待機希望もあり、また支援者的人材確保が難しいため、希望に添えない状況も見受けられます。

#### ◎目標と取り組み

本町においては、2人の地域移行を目標とします。

新規に施設入所をする障がい者については、本人の意向や生活状況等を十分に聴き取り、適切な支援ができるサービスへつなげていきます。

社会福祉法人等と連携し、地域生活への移行がスムーズにできるよう、必要なグループホーム等の整備及び支援の質の更なる向上を促すとともに、地域へ移行するまでの相談支援を行います。

さらに、地域生活への移行がスムーズに行えるよう、地域相談支援の周知を徹底します。また、相談支援や居宅サービスを充実させるとともに、特に、高齢の地域移行希望者には介護保険制度の利用等、他制度との連携を図り地域移行を進めます。

	実績		見込			
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
施設入所者数	25人	24人	25人	25人	25人	23人
地域生活移行者数	0人	2人	2人	2人	2人	2人

【国の指針：2026（令和8）年度末の目標】

施設入所者数：2022（令和4）年度末の5%以上削減（1.2人）

地域移行者数：2022（令和4）年度末の施設入所者数の6%以上（1.44人）

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ◎現状と課題

共同生活援助は、2022年度に増加しましたが、地域定着支援、地域移行支援及び自立生活援助は横ばいとなっています。

精神病棟における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域の事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取り組みの推進が必要です。

【東浦町の長期入院患者数（患者住所地）】(各年度6月30日時点 単位：人)

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
3カ月未満	65歳未満	4	8	8	10
	65歳以上	4	2	10	6
3カ月以上 1年未満	65歳未満	8	3	9	3
	65歳以上	5	4	1	4
1年以上	65歳未満	11	9	10	13
	65歳以上	18	15	16	12
全期間	65歳未満	23	20	27	26
	65歳以上	27	21	27	22
	計	50	41	54	48

参考：地域精神保健医療福祉社会資源分析データベース ReMHRAD630 調査より

### ◎目標と取り組み

本町においては、引き続き精神障がい者の地域移行4人を目標値とします。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域住民や地域福祉の担い手と連携を図り、支援機関や社会福祉事業者と協議体ネットワークを構築し、東浦町障がい者自立支援協議会のワーキング内で、保健・医療・福祉関係者による協議を推進します。

また、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解や偏見を解消するための関係職員に対する研修や普及啓発、相談機関及び医療機関の周知等が重要であり、様々な関係機関が連携して依存症である方やその家族に対する支援を行う必要があります。

		実績		見込			
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
精神 障 が い 者	地域移行支援の 利用者数	2人	3人	4人	4人	4人	4人
	地域定着支援の 利用者数	4人	4人	3人	3人	3人	4人
	共同生活援助の 利用者数	10人	14人	15人	15人	15人	15人
	自立生活援助の 利用者数	0人	0人	1人	1人	1人	1人
	自立訓練(生活訓練)の 利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

保健・医療・福祉関係者 による協議の場	実績		見込			
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
開催回数	3回	3回	2回	2回	2回	2回
保健関係者	2人	2人	2人	2人	2人	2人
医療機関（精神科）	1人	1人	1人	1人	1人	1人
医療機関（精神科以外）	0人	0人	0人	0人	0人	0人
福祉関係者	6人	6人	7人	7人	7人	7人
介護関係者	1人	1人	0人	0人	0人	0人
当事者及びその家族	0人	0人	1人	1人	1人	1人
目標設定及び評価の実施回数	3回	3回	2回	2回	2回	2回

※自立支援協議会の精神障がいワーキング

#### 【東浦町の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量】

2026年度末	慢性期入院患者数			割合	基盤整備量
	65歳未満	65歳以上	計		
東浦町	10人	16人	26人	0.40%	0.5人
愛知県	2,915人	3,422人	6,357人	100.00%	134.0人

※ 愛知県算出

#### 【国の指針：2026（令和8）年度末の目標】

精神病床における1年以上入院患者数

精神病床における早期退院率：3カ月後 68.9%以上、6カ月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上

### 3 地域生活支援の充実

#### ◎現状と課題

2020 年度に地域生活支援拠点の面的整備地域生活支援拠点の整備ができますが、その検証や検討は引き続き必要です。

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、福祉施設等に付加した「多機能拠点整備型」や「面的整備型」の拠点整備が必要とされています。

本町においては、基幹相談支援センター事業が、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、休日・夜間の相談も行っています。また、東浦町障がい者自立支援協議会を活用して人材育成のために研修を行っています。緊急時の受け入れ・対応として緊急一時保護事業障害者体験的宿泊事業及びコーディネート機能を整備しています。2022 年度からは、地域生活支援拠点事業の評価を開始し、「東浦町地域生活支援拠点マニュアル」を作成し、支援体制及び緊急時の連絡体制を整備しました。

地域生活支援拠点等を運用していくなかで明らかになった課題の継続な検証及び検討を行うことで、障がいのある人やその家族等の生活を地域全体で支える中核としての役割を担うに相当する体制を更に構築する必要があります。

#### ◎目標と取り組み

本町では、地域生活支援拠点を 1箇所整備したため、地域の体制づくりの強化を目標とします。

相談機能については、委託相談支援事業に加え、緊急時にも相談できる窓口としました。緊急時の受け入れについては、町内の障害福祉サービス事業所が一時的に障がいのある人を受け入れ、関係機関との連絡及び調整を行う連絡体制を構築します。

また、地域生活支援拠点事業の継続的な評価やコーディネート機能の周知する必要があります。

引き続き、東浦町障がい者自立支援協議会を活用して、拠点等における必要な機能を適切に実施するために、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、協力及び連携して業務を実施し、運用状況の検証及び検討をします。

また、強度行動障害のある方の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

	実績		見込			
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
地域生活支援拠点の整備	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
検証及び検討の回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
コーディネーターの配置人数	-	5人	5人	5人	5人	5人

#### 4 福祉施設から一般就労への移行

##### ◎現状と課題

2022年度では年間一般就労移行者数のうち、就労移行支援事業等の利用者数は、2023年度見込みを達成しておりますが、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合見込に達成することは難しい状況です。

2023年9月末現在、町内には就労継続支援B型の事業所は5箇所ありますが、就労移行支援と就労継続支援A型の事業所がありません。就労継続支援A型の事業所は近隣市町に増えつつありましたが、中には利用者が集まらず閉鎖した事業所もあります。

本町では、東浦町障がい者自立支援協議会で意見を聞きながら、福祉施設利用者の企業での職場体験実習等を行うことにより、一般就労に向けた支援を行っています。

また、特別支援学校からの就労希望者との調整や、各事業所の現状報告を行います。

これらの取り組みにより、一般就労への移行は進み始めていますが、障がい者の自立した生活に向けて、更なる取り組みの強化が必要です。

なお、町は障害者就労施設等からの物品等の調達の方針をしており、庁舎内での物品調達の推進に取り組む必要があります。

(単位：円)

	実績		見込			
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
物品等の調達実績額	528,324	440,212	530,000	540,000	550,000	550,000

## ◎目標と取り組み

今後も福祉施設利用者が一般就労へスムーズに移行することができるよう、知多地域障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所や進路連絡調整会議等を通して、相談支援事業者や公共職業安定所などの関係機関との連携を図ります。

また、就労系サービス事業所や職親事業所等の開拓を行っていくとともに、障がい者に対する一般就労・雇用支援策について、地域における理解の促進を図ります。

さらに、本町においても障がい者雇用の拡大に向けて取り組みます。

### 【一般就労への移行者数】

年間一般就労移行者	実績		見込			
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
年間一般就労移行者数 (A)	6人	12人	10人	10人	10人	11人
就労移行支援事業利用者数 (B)	6人	9人	8人	8人	8人	8人
就労継続支援A型事業利用者数 (C)	0人	2人	1人	1人	1人	2人
就労継続支援B型事業利用者数 (D)	0人	1人	1人	1人	1人	1人
就労定着支援事業利用者数	15人	17人	18人	19人	20人	21人

※ (A) = (B) + (C) + (D)

### 【国の指針：2026（令和8）年度末の目標】

年間一般就労移行者数：2021（令和3）年度実績の1.28倍以上（7.68人）

就労移行支援事業利用者数：2021（令和3）年度実績の1.31倍以上（7.86人）

就労継続支援A型事業利用者数：2021（令和3）年度実績の1.29倍以上（1.29人）

就労継続支援B型事業利用者数：2021（令和3）年度実績の1.28倍以上（1.28人）

就労定着支援事業利用者数：2021（令和3）年度実績の1.41倍以上（21.15人）

年間一般就労移行者	実績		見込			
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	0%	0%	0%	-	-	-
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	-	-	-	10%	15%	25%
就労移行支援事業利用者の一般就労へ移行した割合が5割以上の事業所の割合	-	-	-	10%	15%	25%

### 【国の指針：2026（令和8）年度末の目標】

一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上

就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

## 5 相談支援体制の充実・強化

### ア 相談支援体制の構築

#### ◎現状と課題

総合的・専門的な相談件数及び連携強化取組件数は、年々増加しています。

障がい者等が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が必要です。

また、相談支援事業所は、障がいのある人及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等関係機関との連携に努めることが必要です。

#### ◎目標と取り組み

2022 年度の障害者総合支援法等改正により、2024 年4月から各市町村において基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、基幹相談支援センターの業務として相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務等が法律上明確化されました。

基幹相談支援センターを中心に、各事業所の相談支援専門員を対象にした研修を開催するなど、計画相談支援の充実を図ります。

基幹相談支援センター	実績		見込			
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
設置数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
総合的・専門的な相談件数	4,854 件	5,869 件	7,068 件	8,511 件	10,250 件	12,343 件
専門的指導・助言件数	8 件	12 件	12 件	12 件	12 件	12 件
人材育成支援件数	8 件	12 件	12 件	12 件	12 件	12 件
連携強化取組回数	93 件	89 件	107 件	128 件	153 件	183 件
個別事例の支援内容の検証の実施回数	-	-	-	2回	2回	2回

※総合的・専門的な相談件数…相談延件数

専門的指導・助言件数及び人材育成支援件数…相談支援事業所連絡会の回数

連携強化取組件数…ケア会議件数

## イ 協議会の活性化

### ◎現状と課題

関係機関が相互に連絡をとり、地域における障がいのある人への支援体制に関する課題を共有し、障がいのある人への支援体制の整備を図るため、「東浦町障がい者自立支援協議会」を設置し、内容に応じた各部会やワーキングで検討及び協議をしております。

### ◎目標と取り組み

2022年障害者総合支援法等改正により、協議会における個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備の取り組みを着実に進めていくため、2024年4月から、協議会の構成員に対して守秘義務が課されるとともに、関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務が課されることとなりました。

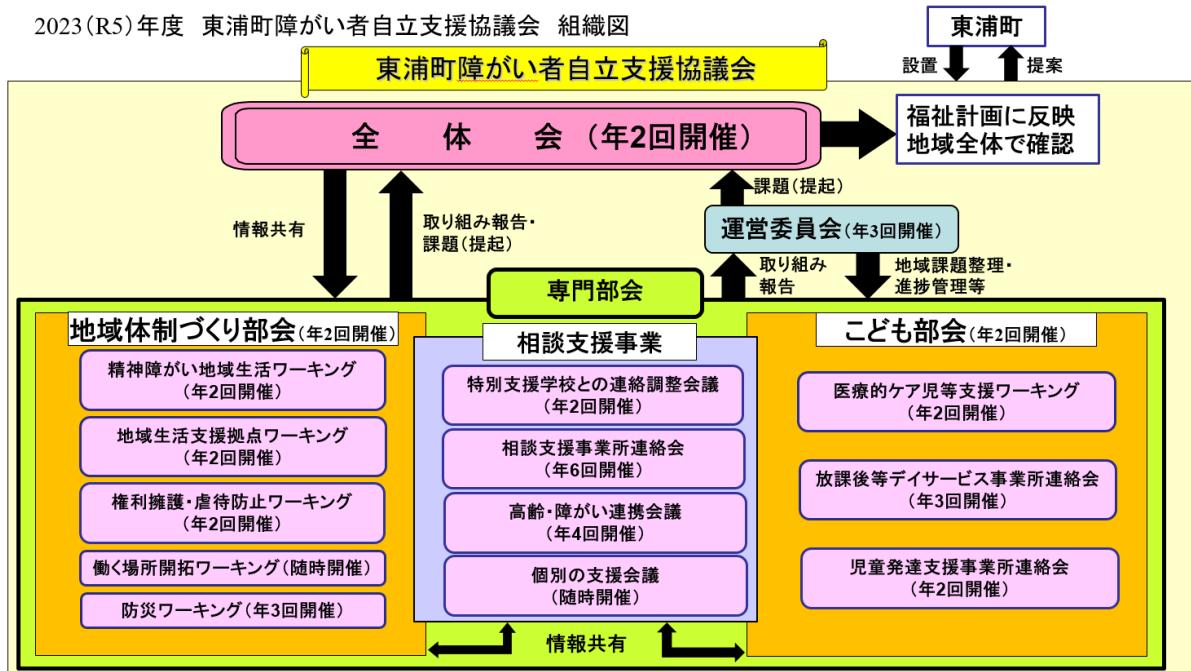
地域づくりに向けた自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保します。

今後も「東浦町障がい者自立支援協議会」を中心に、個別の支援や地域の課題について協議し、支援体制の整備を図ります。

### 【自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善】

	実績		見込			
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
事例検討 実施回数	-	-	-	2回	2回	2回
参加事業所・機関数	-	-	-	10箇所	10箇所	10箇所
専門部会の設置数	11	11	11	11	11	11
専門部会の実施回数	37回	54回	39回	40回	40回	40回

2023(R5)年度 東浦町障がい者自立支援協議会 組織図



## ウ 発達障がい者等に対する支援

### ◎現状と課題

2022 年度に「発達障がい講演会」を、2023 年度は強度行動障がいを含めた発達障がいに関する研修会を開催しました。

また、2023 年度にペアレントプログラムを 1 コース（3回）実施します。

発達障がい者等に対して適切な支援を行うためには、発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があります。

また、保護者等が、子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要です。

### ◎目標と取り組み

発達障がいのある人の現状を把握し、東浦町障がい者自立支援協議会等で、課題や発達障がいに関する支援プログラムやペアレントメンター及びピアサポート活動等の実施について引き続き検討します。

ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム	実績		見込			
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
受講者数（延べ人数）	0 人	0 人	1 人	5 人	5 人	10 人
支援者数（実人数）	0 人	0 人	3 人	3 人	3 人	3 人
ペアレントメンターの人数 (実人数)	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
ピアサポートの活動への参加人 数（延べ人数）	0 人	0 人	3 人	3 人	3 人	3 人

## 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念を念頭に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

障害福祉サービスの種類ごとの具体的な目標値として、1か月当たりの見込量を設定します。

また、障害福祉サービス等に係る各種研修等を町職員が受講し、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築します。

	実績		見込			
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	3人	3人	1人	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	なし	なし	有	有	有	有

※体制…自立支援協議会等で共有

## (1) 訪問系サービス

### ◎現状と課題

2023年4月から9月までの1か月当たりの平均利用実績は、居宅介護が1,325時間、同行援護が48時間、行動援護が15時間です。また、重度訪問介護と重度障害者等包括支援は、利用実績がありません。

重度訪問介護は2022年度に利用実績がありましたが、2023年度の利用見込みは今のところありません。同行援護や行動援護の利用者数は横ばいです。

2023年9月末現在、町内には居宅介護事業所が3箇所あり、近隣市町においても複数の事業所があることから、事業所の数としては充足していると考えます。

しかし、重度の行動障がいのある人や精神障がい者に対応できる事業所が少ないことと、利用希望が休日など特定の時間に集中していることから、ニーズに対する供給量が不足しているのが現状です。

### ◎目標と取り組み

利用者の希望に応じたサービスが受けられるよう、各種研修会の情報提供や参加の促進を図り、事業所がヘルパーの人材確保や質の向上を図ることができるよう支援します。

		実績		見込			
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
居宅介護	利用時間	1,299	1,330	1,343	1,367	1,370	1,384
	実人員	53	77	78	79	80	81
重度 訪問介護	利用時間	0	174	174	174	174	174
	実人員	0	1	1	1	1	1
同行援護	利用時間	46	48	49	51	52	54
	実人員	8	11	11	12	12	12
行動援護	利用時間	18	19	19	19	19	20
	実人員	4	5	5	5	5	5
重度障害者 等包括支援	利用時間	0	0	0	0	0	0
	実人員	0	0	0	0	0	0
事業所数		10	10	10	10	10	10

※利用時間の単位：時間/月、実人員の単位：人/月

## (2) 日中活動系サービス

## ア 生活介護等サービス

## ◎現状と課題

2023年4月から9月までの1か月当たりの平均利用実績は、生活介護が2,003人日、就労移行支援が431人日、自立訓練が14人日（機能訓練）4人日（生活訓練）、就労継続支援（A型）が351人日、就労継続支援（B型）が2,090人日です。

2023年9月末現在、町内にある日中活動系サービス事業所は、生活介護8箇所、就労継続支援B型5箇所です。町内には就労継続支援A型の事業所がないため、近隣市町の事業所を利用しています。

また、特別支援学校の卒業生が就労継続支援や生活介護などのサービスが受けられるよう、利用定員の確保も必要になります。

2022年障害者総合支援法等の改正により、2025年10月以降に、本人に適した就労ができるためのアセスメントを行う「就労選択支援」が新設されます。

## ◎目標と取り組み

福祉施設利用者の一般就労への移行を促進するとともに、特別支援学校卒業生の日中活動系サービスの利用ができるように、事業所との調整会議等を継続して行います。

また、利用者に就労系サービスの内容を周知し、本人の希望や障害支援区分に応じたサービスが受けられるよう、個々のケースに応じた会議を行うとともに、町内の就労移行・就労継続支援事業所の拡充や近隣市町の事業所との調整を図り、サービスの種類が偏ることのないよう、バランスの調整を図ります。

		実績		見込			
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
生活介護	利用時間	1,929	1,932	1,948	1,965	1,981	1,998
	実人員	103	115	121	127	133	139
自立訓練 (機能訓練)	利用時間	0	0	1	1	1	1
	実人員	0	0	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	利用時間	1	3	3	3	3	3
	実人員	1	2	2	2	2	2
就労選択 支援	利用時間					150	315
	実人員					20	21
就労移行 支援	利用時間	318	302	335	371	412	458
	実人員	19	18	20	22	25	28
就労継続 支援A型	利用時間	423	393	404	415	427	439
	実人員	23	22	23	24	25	27
就労継続 支援B型	利用時間	1,704	1,948	2,066	2,192	2,325	2,467
	実人員	101	118	125	132	140	149
就労定着 支援	利用時間	138	117	111	106	100	95
	実人員	11	10	10	9	9	8

※利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

※人日：「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均日数」

## イ 療養介護

### ◎現状と課題

2020年度に1名利用者が減少しましたが、2023年度の利用見込みは4名です。

以前から重症心身障がい児施設に入所していた18歳以上の利用者3名が、療養介護に移行しています。町内には療養介護事業所はなく、町外にある事業所や医療機関を利用しています。

### ◎目標と取り組み

療養介護事業の利用者に対して、適正なサービスを提供していきます。

また、新たにサービスの利用希望があった場合には、適切に対応します。

(単位：実人員)

	実績		見込			
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
療養介護	4	3	4	5	5	5

※実人員の単位：人/月

## ウ 短期入所

### ◎現状と課題

短期入所(福祉型)の利用者は増加していますが、短期入所(医療型)の利用者は横ばいです。

2023年4月から9月までの1か月当たりの平均利用実績は、75人日(福祉型65人日、医療型10人日)です。

2023年9月末現在、町内には短期入所事業所が3箇所あります。知多半島圏域に2022年12月に、知多圏域に重症心身障害児施設「にじいろのいえ」で短期入所も開始されました。利用ニーズが多く、多様化し、必ずしも希望に添えない状況もあります。

### ◎目標と取り組み

利用者の希望に沿った短期入所の受け入れができるよう、施設等の理解・協力を得ながら、短期入所事業所の確保に取り組みます。

	実績		見込			
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
短期入所 (福祉型)	利用日数	35	49	60	73	89
	実人員	8	15	18	23	34
短期入所 (医療型)	利用日数	7	8	8	8	8
	実人員	2	2	2	2	2

※利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

※人日：「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均日数」

### (3) 居住系サービス

#### ◎現状と課題

自立生活援助に利用はありませんが、グループホーム（共同生活援助）の利用者は増加しています。

2023年9月末現在、町内にある居住系サービス事業所は、グループホームが15箇所、施設入所支援が3箇所あります。

2023年9月末現在、グループホームの利用者は51名、施設入所者は26名です。

グループホームは、2022年度52名中、町外利用者は36名(69.2%)あり、町内事業所では町外からの利用者も多く、必ずしも入所希望に添えない状況にあります。また、重度障がいの方や精神障がいの方に対応したグループホームが不足している状況にあります。

#### ◎目標と取り組み

入所施設や精神科病院から地域移行を目指す方や地域での自立生活を希望する方の受け入れ先として、社会福祉法人等と連携し、グループホームの充実に取り組みます。

(単位：実人員)

	実績		見込			
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
自立生活援助	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	45	52	54	56	58	60
施設入所支援	24	25	26	26	27	27

※実人員の単位：人/月

#### (4) 相談支援

##### ◎現状と課題

計画相談支援は増加しています。

2023年9月末現在、町内には指定特定相談支援事業所が5箇所、指定一般相談支援事業所が2箇所あります。

2023年9月末現在、18歳以上のサービス等利用計画の作成者数は325名（うちセルフプラン42名）です。

障害福祉サービスを利用する全ての障がい者に対しサービス等利用計画の作成が必要となりましたが、町内及び近隣市町の事業所の協力もあり、全ての障がい者に対しサービス等利用計画の作成ができます。

また、地域相談支援は、事業所の支援体制が徐々に整ってきたこともあります。サービスの利用実績が少しづつ増えてきています。

【サービス等計画作成者数】

(単位：人)

		2021年度	2022年度
18歳未満	実人数	135	177
	セルフプラン（再掲）	31	19
18歳以上	実人数	297	357
	セルフプラン（再掲）	42	42

##### ◎目標と取り組み

基幹相談支援センターを中心に、各事業所の相談支援専門員を対象にした研修を開催するなど、計画相談支援の充実を図ります。

また、入所施設や病院からの地域移行や、単身で地域での生活を送るための地域定着支援が受けられるよう、社会福祉法人等と連携し、事業所の拡充を図るとともに利用を促進していきます。

(単位：実人数・箇所)

	実績		見込			
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
計画相談支援	77	85	94	105	116	129
地域移行支援	1	3	4	5	5	5
地域定着支援	2	4	4	4	4	4
事業所数	5	4	5	5	5	5

※実人員の単位：人/月

## (5) 障害児相談支援事業

### ◎現状と課題

セルフプラン解消のため、サービス利用時からの相談支援との調整をすることにより、2022年度から相談支援件数は増加しています。

2023年9月末現在、障害児支援利用計画の作成者数は180名（うちセルフプラン12名）です。

障害児通所支援を利用する全ての障がい児に対し、障害児支援利用計画の作成が必要となっていますが、町内及び近隣市町の事業所の協力もあり、全ての障がい児に対し、障害児支援利用計画の作成ができるよう、サービスの入口支援から取り組んでいます。2023年5月に児童発達支援センターの開設により、相談支援事業所も1事業所増え、セルフプラン解消に努めています。

また、東浦町障がい者自立支援協議会を設置し、障害福祉サービスの提供体制の確保や関係機関におけるネットワークの形成、障害者差別解消法に基づく合理的配慮に関する相談を行っています。

### ◎目標と取り組み

就学前から就学時等、各ライフステージにおいて地域生活に向けた福祉サービス利用の移行が円滑に進むよう相談事業所と学校等の関係機関が連携できる体制を整備するとともに、基幹相談支援センターを中心に、各事業所の相談支援専門員を対象にした研修を開催するなど、相談支援の充実を図ります。

児童発達支援センターは、発達支援に関する入口としての相談機能を果たすことが求められており、関係機関をつなぐ中心となる役割を担い、児童の相談支援体制の構築を図ります。

なお、東浦町障がい者自立支援協議会では、今後も関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら具体的な協議を行う場として活用していきます。

（単位：実人数・箇所）

	実績		見込			
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
障害児相談支援	32	40	45	50	56	63
事業所数	5	4	5	5	5	5

※実人員の単位：人/月

## (6) 障害児通所支援

### ◎現状と課題

児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者は年々増加しています。保育所等訪問支援は、2022年度から利用があります。

2023年4月から9月までの1か月当たりの平均利用実績は、児童発達支援が685日、放課後等デイサービスが1,080日です。

2023年9月末現在、町内にある障害児通所支援事業所は、児童発達支援事業所（児童発達支援センター含む）3箇所、放課後等デイサービス事業所5箇所あり、身近な地域での支援ができる体制はありますが、事業所（近隣市町の含む）を複数利用しており、療育手帳取得者の増加等により、利用者の増加が見込まれます。

また、居宅訪問型児童発達支援を行う事業所は本町になく、今後、ニーズがあつた場合の対応や事業実施を検討する必要があります。

### ◎目標と取り組み

障がい児に必要な療育やサービスを受けることができるよう、個々のニーズを把握し、学校等の教育機関及び関係事業所、近隣市町との連携を強化するとともに、保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援を実施することにより、必要なサービス量を確保します。

		実績		見込			
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
児童発達支 援	利用日数	432	579	740	947	1,211	1,549
	実人員	43	51	60	72	85	101
放課後等デ イサービス	利用日数	1,001	1,108	1,229	1,365	1,515	1,682
	実人員	95	77	78	79	79	80
保育所等 訪問支援	利用日数	0	5	7	9	12	16
	実人員	0	1	1	2	2	3
医療型児童 発達支援	利用日数	0	0	1			
	実人員	0	0	1			
居宅訪問型 児童発達支 援	利用日数	0	0	0	0	0	1
	実人員	0	0	0	0	0	1

※利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

※人日：「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均日数」

## 7 障がい児支援の提供体制の整備

「こども基本法」及び「子ども・子育て支援法」を踏まえ、全ての子どもが健やかに成長するように支援するために、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関とも連携を図り、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近で提供する体制の構築を図ることが重要です。

### (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域参加への参加・包容（インクルージョン）の推進

#### ◎現状と課題

児童発達支援センターは、地域の保育所等に対し、専門的な知識・技術に基づく支援を行う機関で、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することが必要です。

2023年5月に町内に児童発達支援センターが福祉法人により1箇所設置されました。

また、町内保育園で障がい児の受け入れも行っており、地域の事業所、保健センター、保育園等と連携が図れる支援体制となっています。

#### ◎目標と取り組み

児童発達支援センターは、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等に対し、障がい児及びその家族の支援に関する専門的支援や助言を行う機能が求められています。

今後、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等支援等を活用しながら、障がい児の地域参加への参加・包容（インクルージョン）の推進する体制を構築します。

#### 【障がい児支援の提供体制の整備】

(単位：事業所数)

	実績		見込			
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
児童発達支援センター	0	0	1	1	1	1
保育所等訪問事業所	0	0	1	1	1	1

#### 【障がい児の受け入れに関する見込量】

(単位：人)

	実績		見込			
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
保育園	28	27	30	30	30	30
認定こども園	1	1	1	1	1	1
放課後児童健全育成事業	15	22	21	22	22	22

## (2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

### ◎現状と課題

知多管内の聴覚障がい児は、県立千種聾学校に通学していましたが、知多管内（県立東浦高等学構内）に県立千種聾学校の分校として2023年度に千種聾学校ひがしうら校舎が開校し、幼児・児童が町内で通学できるようになりました。

### ◎目標と取り組み

聴覚障害児を含む難聴児が必要な支援を受けられるように、新生児聴覚検査等からの難聴児の現状を把握するとともに、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等と連携し、難聴児支援のための中核機能を有する体制を確保すること及び新生児聴覚検査から適切な支援が受けられるように関係機関との連携を推進します。

## (3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

### ◎現状と課題

2023年9月末現在、町には主に重症心身障がい児を支援する事業所がありませんが、2022年12月に、知多圏域に重症心身障害児施設「にじいろのいえ」が開所し、2023年から医療型児童発達支援が開始し、2024年4月から放課後等デイサービスを開所予定となっています。

### ◎目標と取り組み

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、個々のニーズ把握と保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携できる支援体制を整備し、重症心身障がい児を支援できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を町内もしくは知多圏域内で確保します。

## (4) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

### ◎現状と課題

東浦町障がい者自立支援協議会の医療的ケア児等支援ワーキングで、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関で、課題解決に向けた検討を実施しています。

また、医療的ケア児が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の支援を調整するためのコーディネーターをひがしうら相談支援センター（障がい者相談支援センター）及び障がい支援課に配置しました。

2021年度に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、医療的ケア児支援法）」により、国・地方公共団体、保育所等及び学校における医療的ケア児への支援も責務として位置づけられました。

2023年度には、愛知県が医療的ケア支援センターを設置し、各種研修や連携会議等で市町村への支援を行っています。

## 【医療的ケア児数（推計）】

	人口 (千人)	20歳未満人口 (千人)	医療的ケア児		
			(推計値)20歳未満	総人口1万人あたり	20歳未満1万人あたり
全国（2016.10.1現在）	126,933	21,820	17,058	1.344	7.818
愛知県（2019.4.1現在）	7,536	1,363	1,460	1.937	10.709
知多半島（2019.4.1現在）	625,495	119,450	112	1.791	9.376
東浦町（2019.10.1現在）	50,107	9,426	11	2.195	12.053
東浦町（2020.4.1現在）	50,154	9,383	12	2.392	12.789
東浦町（2021.4.1現在）	50,368	9,316	10	1.985	10.734
東浦町（2022.4.1現在）	50,372	9,234	16	3.176	17.327
東浦町（2023.4.1現在）	50,233	9,161	17	3.384	18.557

## ◎目標と取り組み

本町においては、東浦町障がい者自立支援協議会を中心に、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の構築や支援体制の整備を図ります。

また、障がいのある要保護児童または要支援児童について、適切な保護や支援を図るため、東浦町要保護児童対策地域協議会と連携を図ります。

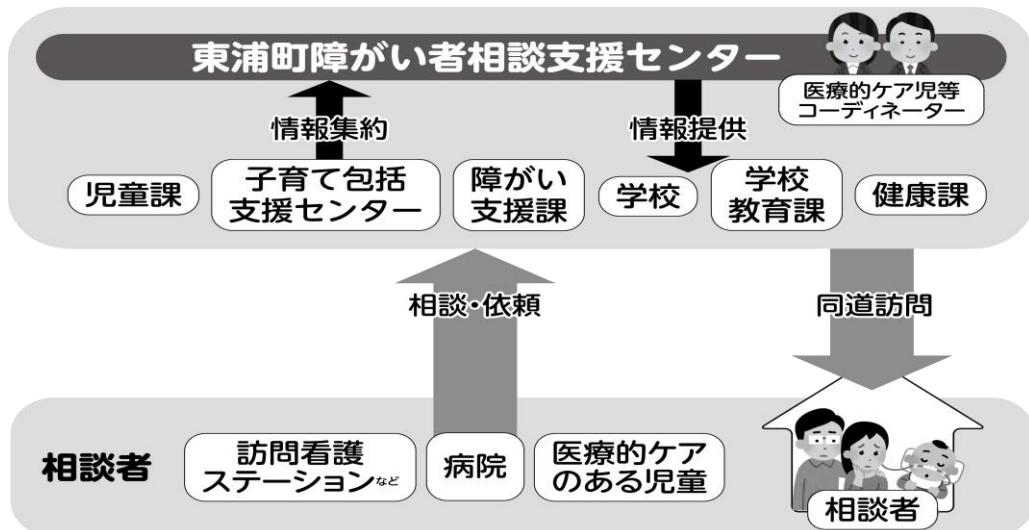
医療的ケア児等コーディネーターを中心に、医療的ケア児とその家族の支援とその課題解決に向けた個別支援を行い、地域で医療的ケア児の育ちを保証するため、地域課題に対する支援に努めます。

## 【医療的ケア児等コーディネーター配置見込量】

(単位：人)

	実績		見込			
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
配置人数	3	3	3	4	4	4

## 【医療的ケア児等支援体制】



## 8 地域生活支援事業

### (1) 理解促進研修・啓発事業

#### ◎現状と課題

「広報ひがしうら」や「ひがしうらのふくし」、「障害者週間」等を通じて、住民に対して、障がいや障がい者等に対する理解と認識を深めるため、広報・啓発活動を行っていますが、まだ十分ではありません。

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけの強化が必要になっています。

2022年度から「発達障がい講演会」を開催し、同時に町内福祉事業所利用者による「ひがしうら作品展」を開催しています。

ヘルプマーク及びヘルプカードは、見た目では分からない何らかの障がいのある人が、「今、あなたの支援が必要です」と周囲に伝えるために利用することで、災害時や日常生活での困りごとを周りの方が解決しやすくなるものです。このヘルプマーク及びヘルプカードの配布と周知を継続します。

【ヘルプマーク及びヘルプカードの配布数】

(単位：人)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
ヘルプマーク	127	120	138	100	148
ヘルプカード	494	268	123	67	119

#### ◎目標と取り組み

障がい理解への広報・啓発活動の機会や内容等を充実し、一層の理解の促進を図ります。また、障がい者等に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催等を実施します。

### (2) 自発的活動支援事業

#### ◎現状と課題

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい当事者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みへの支援が必要になっています。

防災対策として、自立支援協議会の防災ワーキングでは、2021年度に、一部の通所者の個別避難計画の作成と、避難訓練を行い、2022年度は、防災リーダーと避難所ゲームHUGを使った研修を行いました。また、2022年度に1名の当事者の個別避難計画の作成をもとに、石浜中自治防災会と、避難訓練を行いました。

#### ◎目標と取り組み

障がい当事者やその家族、地域住民等による地域における自発的な活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業の実施に取り組みます。

### (3) 相談支援事業

#### ◎現状と課題

本町では、基幹相談支援センターとして、相談支援事業を委託して実施しています。

また、「東浦町障がい者自立支援協議会」を設置し、障害福祉サービスの提供体制の確保や関係機関におけるネットワークの形成、障害者差別解消法に基づく合理的配慮に関する相談を行っています。

#### ◎目標と取り組み

本町では、引き続き基幹相談支援センターの機能強化に努めます。

また、東浦町障がい者自立支援協議会については、今後も関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら具体的な協議を行う場として活用していきます。

なお、2020（令和2）年6月の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正する法律」に基づき、「重層的支援体制整備事業」を本町では2022年度から開始し、障害者等自立した日常生活または、社会生活を支えるための障害者相談支援事業はさらに関係機関との連携が必要となり、地域共生社会の実現に向けた体制整備等を推進します。

		実績		見込			
		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
相 談 支 援 事 業	障害者相談支援事業 (箇所数)	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター等 機能強化事業	有	有	有	有	有	有
	障がい者自立支援協議会	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業		無	無	無	有	有	有

#### (4) 成年後見制度利用支援・法人後見支援事業

##### ◎現状と課題

本町では、成年後見制度支援事業については、2008年4月1日に知多半島5市5町、2022年度からは知多半島4市5町（大府市除く）において、「成年後見利用促進事業の実施に関する協定書」を締結し、「特定非営利活動法人知多地域権利擁護支援センター」を設置し、成年後見制度の利用に関するさまざまな支援を行っています。

2023年4月1日現在における権利擁護支援センターが後見等を受任している件数は557件で、その内、東浦町は62件です。

##### ◎目標と取り組み

成年後見制度利用支援事業についても、引き続き、知多地域権利擁護支援センターや関係機関との連携を図り、適切に対応します。

##### 【町長申立て件数】

(単位：件)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
申立件数	0	1	0	1	5

##### 【知多地域成年後見センター（東浦町分）実績】

(単位：件)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
相談支援延べ件数	195	142	215	203	248
後見人受任件数	61(111)	64(119)	67(131)	65(136)	62(143)
支援内容	後見 保佐 補助	24(59) 32(44) 5(8)	29(66) 30(45) 5(8)	30(69) 30(52) 7(9)	28(72) 29(53) 8(11)
対象	認知症 知的 精神 その他	30(67) 11(14) 18(25) 2(5)	32(71) 13(17) 17(26) 2(5)	30(77) 16(21) 19(27) 2(5)	27(79) 16(22) 20(30) 2(5)
					18(82) 16(22) 8(32) 3(6)

※後見人が知多地域成年後見センターに限る（）内は死亡者を含む総数

(各年度末における実人数)

	実績		見込			
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
受任件数	38	39	41	42	44	46

※受任件数：知的・精神・その他分

## (5) 日常生活用具等給付事業

## ◎現状と課題

日常生活用具給付事業では、2023年4月から9月までの給付実績は、558件となっていきます。

2023年5月から、医療的ケアを在宅で行う方を対象に、非常用電源として外部バッテリー等の補助を追加しました。

## ◎目標と取り組み

地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、日常生活用具の給付を行うとともに、広報活動を積極的に実施し、広く住民に周知します。

(単位：件)

日常生活用具等 給付事業	実績		見込			
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
介護・訓練支援用具	1	2	2	2	2	3
自立生活支援用具	2	4	2	4	2	4
在宅療養等支援用具	10	8	4	10	8	4
情報・意思疎通支援用具	6	3	2	6	3	2
排泄管理支援用具	793	885	940	982	1,045	1,104
住宅改修費	0	0	2	0	0	2
計	812	902	952	1,004	1,060	1,119

## (6) 意思疎通支援事業

### ◎現状と課題

身体障害者手帳を所持している聴覚障がい者は、65歳以上の方が多く、高齢になってから手帳を取得する人が増加しており、手話を第一言語としていない人の支援が課題となっています。

手話通訳者派遣事業については、派遣希望に対しては概ね対応できていますが、利用者は固定されている状況です。

2023年4月から9月までの利用実績は、22件です。

なお、要約筆記者派遣事業については、2023年9月末現在、利用がありません。

### ◎目標と取り組み

利用者の拡大を図るため、手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業について広報活動等を行い、広く住民に周知します。

(単位：人、件)

	実績		見込			
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
手話通訳者設置人数	0	0	0	0	0	1
手話通訳者派遣件数	54	50	50	49	49	48
要約筆記者派遣件数	0	0	0	0	0	1

## (7) 手話奉仕員養成研修事業

### ◎現状と課題

毎年、講座を企画していますが、参加者が定員まで集まらないことがあります。新たな参加者を発掘するため、2023年度は夜間に教室を実施します。

### ◎目標と取り組み

参加しやすいように日程を考慮して、講座が実施できるように取り組んでいきます。また、広報活動を積極的に実施し、広く住民に周知します。

(単位：人)

手話奉仕員養成講座	実績		見込			
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
修了者（入門編・基礎編）	25	14	25	25	25	25

## (8) 地域活動支援センター事業

### ◎現状と課題

本町では、地域活動支援センター事業を町内に設置し、利用者のニーズに合わせて東浦町社会福祉協議会で実施しています。

プログラムとして創作的活動や、軽運動、調理等を行い、フリースペースとして居場所の設置をしています。

なお、2023年4月から9月までの実人数は62人（身体障がい者34人、知的障がい者24人、精神障がい者4人）です。

### ◎目標と取り組み

地域活動支援センターでは、3障がいの特性を理解した職員を配置し、日中の居場所、創作的活動や生産活動等の機会の提供を図り、利用する障がい者が、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、社会との交流の促進を図ります。

対象者やニーズに合わせた場所や時間の設定や内容の見直しを行います。

また、定住自立圏（刈谷市、知立市、高浜市、東浦町）での相互利用を2024年度から実施する予定です。

（単位：人・箇所）

地域活動支援センター	実績		見込			
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実人数	75	76	78	80	82	84
事業所数	1	1	1	1	1	1

## (9) 移動支援事業

### ◎現状と課題

2023年9月末現在、本町に登録している事業所は20箇所あり、そのうち町内の事業所は3箇所あります。

事業所数は充足していると考えますが、利用希望が休日等の特定の時間に集中しているため、ニーズに対する供給量が不足しているのが現状です。

2023年4月から7月までの1か月当たりの平均利用実績は、420時間です。

### ◎目標と取り組み

引き続き登録事業所の拡充に取り組むとともに、障がい児や精神障がい者の受け入れができるよう事業所と連携を取りながら、サービスの充実を図ります。

【1か月当たりの見込】

（単位：時間・人）

移動支援事業	実績		見込			
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用時間	455	459	530	612	707	817
実人員	60	68	79	91	105	121

## (10) 日中一時支援事業

## ◎現状と課題

2023年9月末現在、本町に登録している事業所は19箇所あり、そのうち町内の事業所は4箇所あります。

精神障がい者の受け入れ可能な事業所は不足しており、利用者のニーズに十分応えられない状況です。

また、障がい児については、対応できる事業所が13箇所ありますが、利用希望が休日や夏休み等、特定の時間に集中しているため、ニーズに対する供給量が不足しています。

なお、2023年4月から7月までの1か月当たりの平均利用実績は、12.5日/月（換算利用量）となっています。

## ◎目標と取り組み

引き続き登録事業所の拡充に取り組み、精神障がい者の受け入れができるよう事業所と連携を取りながら、サービスの充実を図ります。

## 【1か月当たりの見込】

(単位：人・箇所)

日中一時支援事業		実績		見込			
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
障がい児	利用時間	1	1	1	1	1	1
	実人員	1	1	1	1	1	1
障がい者	利用時間	13	27	32	38	45	53
	実人員	9	9	9	9	9	9
計	利用時間	14	28	33	39	46	54
	実人員	10	10	10	10	10	10

## (11) その他の事業

## ◎現状と課題

地域生活支援事業のその他の事業として、福祉ホーム事業、更生訓練費支給事業、重度身体障害者訪問入浴事業、自動車運転免許取得助成事業、自動車改造費助成事業を実施しています。

## ◎目標と取り組み

利用者のニーズに沿った事業内容になるよう、利用ニーズを把握するとともに、質の向上と必要量の確保に取り組みます。

(単位：実人数)

	実績		見込			
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
福祉ホーム事業	1	1	1	1	1	1
更生訓練費支給事業	1	1	1	1	1	1
重度身体障害者 訪問入浴事業	2	2	2	2	2	2
自動車運転免許 習得助成事業	0	1	1	1	1	1
自動車改造費助成事業	4	3	3	2	2	2

## 資料 1

## 障害福祉サービス一覧

障がい福祉サービスとは、障がいのある人や難病の認定を受けている人等に対し、個々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

## 介護給付

障がい程度が一定以上の人々に生活上または療養上の必要な介護を行います。

居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で入浴や排せつ、食事などの介護、調理や洗濯、掃除などの家事をします。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行し移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む。）や移動中の援助などをします。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。
療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練や療養上の管理、看護医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、病院で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを提供します。
生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
短期入所 (ショートステイ)	在宅の障がい者（児）を介護する方が病気の場合などに、障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度障害者等包括支援	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。
施設入所支援	施設に入所する障がい者（児）に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの介護をします。

**訓練等給付**

身体的または社会的なりハビリテーションや、就労につながる支援を行います。

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等にあった支援をします。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練をします。
就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。利用者が事業所と雇用契約を結んで働くA型と、雇用契約を結ばずに働くB型があります。
就労定着支援	一般就労へ移行し、生活面に課題のある障がい者に、企業等との連絡調整や課題解決に必要な支援を行います。
自立生活援助	施設等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者を支援するため、一定の期間において巡回訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

**計画相談支援**

障害福祉サービスや地域相談支援を利用する全ての人を対象に、自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用を支援するために、サービス利用計画を作成するものです。

**地域相談支援事業**

障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人などが、地域で生活するための支援を行います。

地域移行支援	障害者支援施設等に入所している又は精神科病院に入院している障がいのある人に、住居の確保その他の地域での生活に移行するための相談を受け、計画を作成し支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域へ移行した方や、地域において生活のしづらさを感じている人に対して、緊急の事態等に相談に応じることができるように、相談その他の必要な支援をします。

### **障害児通所支援**

障がいのある児童に、日常生活の基本的な動作の指導や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。

児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
医療型 児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している児童に、活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい状態にあって、障害児通所支援を利用するために出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を実施します。
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

### **障害児相談支援**

障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

### **地域生活支援事業**

東浦町でさまざまな支援事業を行います。

移動支援事業	屋外での移動が困難な人に、外出時に必要な支援をします。
日中一時支援事業	日中の活動の場を確保し、障がい者の家族の就労の支援や一時的な休息ができるようにします。
相談支援事業	福祉制度・日常生活に関することなどの相談を受けます。
意思疎通支援事業	意思疎通を支援するため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
地域活動支援センター事業	通所により、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を提供します。
福祉ホーム事業	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援をします。

## 資料2

### 用語解説

#### ■ あ行

##### 育成医療

身体に障がいのある児童または病気やケガをそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる児童で、手術などを行うことで確実に効果が期待できる場合の医療費を助成します。対象者は、18歳未満の身体障害を有する児童。

##### 一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用形態による企業への就労のこと。

##### 医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児のこと。

##### インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）

「子どもたちは一人ひとりが多様である」ということを前提に、障がいの有無に関わりなく、誰もが、望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常教育で学べることを目指す教育理念と実践プロセスのこと。

##### NPO法人（特定非営利活動法人）

特定の非営利活動を行い、社会の向上発展を目指す法人。活動例としては、医療、保健、福祉、文化、芸術、環境保全などが挙げられる。

#### ■ か行

##### 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体・知的・精神障がいのある人の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする機関。

##### ケアマネジャー

要介護者等からの相談に応じ、要介護者等の心身の状況に応じた適切な介護サービスが利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、介護サービス事業者等との連絡調整を行う専門職。

##### ケースワーカー

社会的支援を必要とする方の相談や支援を行う専門員。

**権利擁護**

自分の権利を表明することが困難な知的障がいや精神障がいのある人、認知症高齢者等が、不当な扱いを受けることなく、自らの権利や要求の表明を支援し、代弁する取組。

**更生医療**

身体障がい者が身体の機能の回復を図るために必要となる医療（医療に要する費用）の助成を行います。対象者は、身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方。

**更生訓練費**

社会復帰の促進を図ることを目的として、就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している者及び身体障害者更生援護施設に入所している者に支給する費用のこと。

**合理的配慮**

個別の状況に応じて講じられるべき措置。例えば、乗り物への乗車に当たつての手助けや、筆談・読みあげ等の障がい特性に応じたコミュニケーション対応等が考えられる。

**■ さ行****自動車改造費助成事業**

身体に障がいのある方で、就労などを目的として所有している自動車を改造する場合に、経費の一部を助成する。

**自動車運転免許取得事業**

身体に障がいのある方で、就労などを目的として普通自動車運転免許を取得した場合に、費用の一部を助成する。

**児童発達支援センター**

児童福祉法に基づき、地域における中核的な支援機関として、保育所等訪問支援や障害児相談支援、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障害児等療育支援事業等を実施するもので、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

**重症心身障がい児**

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態にある子ども。

**重度身体障害者等訪問入浴**

在宅の重度身体障がい者で自力または家族等の介助だけでは入浴が困難な方に対し、訪問入浴を行う制度。

**手話通訳者**

聴覚・言語障がいのある方との意思疎通を、手の動きや顔の表情等により仲介する方。厚生労働大臣の認定試験として平成元年からは手話通訳技能公認試験（手話通訳士試験）が実施されている。

**手話奉仕員**

手話奉仕員養成事業において、手話学習経験のない方などが、講習会などの方法で必要な事柄を履修し、奉仕員として登録された方。

**障害者医療**

障がいを有する方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。対象者は、身体障がい者1～3級（腎臓機能障害は4級、進行性筋萎縮症は4～6級も対象）知的障がい者IQ50以下（A・B判定）自閉症候群と診断されている方。

**小児慢性特定疾患医療費助成**

児童福祉法に規定する小児慢性疾病児等に対し、医療費の自己負担分の一部が助成される。

**障がい者虐待防止センター**

障がいのある方への虐待の相談・通報および養護者に対する支援等を行う窓口。本町では、障がい支援課内にある。

**障害者差別解消法**

障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すため、2013（平成25）年6月26日に公布された。

## 障がい者自立支援協議会

障がい者の生活を支えるため、障害者自立支援システムづくりに関し、中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として、市町村が設置するもの。

委員は、障がい当事者団体または家族団体関係者、権利擁護機関・相談支援事業等障害福祉サービス事業関係者、学識経験者、保健・医療機関・教育機関・雇用関係者、関係行政機関の職員から構成されている。

## 障害者週間

平成16年6月に「障害者基本法」が改正され、「国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため」に、12月3日から12月9日までを「障害者週間」と定める規定へと改められた。

## 障害者就業・生活支援センター

障がい者の職業的自立を図るために、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。

## 障害者優先調達推進法

国や自治体に対し、障がい者が就労施設などで作った製品の購入や、清掃などの業務委託を優先的に行うよう義務付けた法律。

## ジョブコーチ

障がいのある方が実際に働いている職場と一緒に出向き、さまざまな支援をする援助人のこと。障がいのある方、事業主、同僚、家族等に対して職場定着に向けた助言を行ったり、障がいの状況に応じた職務の調整や職場環境の改善などを行ったりする制度。

## 精神障害者医療

精神障がい者が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成している。対象者は、自立支援医療の受給者証が交付された方（精神通院医療）精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持している方（精神入院医療）。

## 成年後見制度

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等を法的に保護し、支援するための制度。家庭裁判所により選任された後見人等が、本人の意思を尊重し、財産管理等の法律行為の同意や代行等を行う。

**相談支援**

福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行います。

**相談支援事業**

事業者やその家族を対象に、相談・情報提供のほか、ピアカウンセリング、専門機関等の照会など、幅広い相談支援を行う。

**■ た行****地域活動支援センター事業**

施設に通い、絵手紙・陶芸など創作的活動や生産活動、フリースペースなどの居場所づくりを行い、生活力を高める支援を行います。

**地域生活支援拠点**

障がい者の地域での暮らしの安心感を担保し、地域生活を支援する相談や緊急受け入れの機能を持った拠点を最低1箇所以上整備するとされているもの。

**地域包括ケアシステム**

年齢や障がいによって分け隔てられることなく、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、福祉サービスを関係機関が一体的、体系的に提供できる体制のこと。

**通級指導教室**

小・中学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、各教科等の指導は主に通常の学級で行いつつ、個々の障がいに応じた特例の指導を、特定の時間に別教室にて、専門の教員が主にマンツーマンで行うもの。

**統合保育**

障がいのある乳幼児と、障がいのない乳幼児と一緒に保育し、相互に発達や思いやりを促進すること。

**特別支援教育**

障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。

## ■ な行

### 難病

症例数が少なく、原因不明で、治療方法が確立しておらず、生活面への長期にわたる支障がある疾病と定義されています。

### 日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない方に福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行う事業。

### 日常生活用具給付事業

日常生活上の便宜を図るために生活用具や住宅改修費の給付を行います。

### N e t 119

聴覚や言語に障がいのある方が、携帯電話・スマートフォンを使い、素早く119番に緊急通報を可能としたシステム。

## ■ は行

### 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの、通常低年齢において発現する脳機能の障がい。

### バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差等の物理的なものの、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### ピアサポート

当事者自身が自分たちの苦労や悩みをいえる場で、当事者目線での情報発信と当事者同士の共感の場。

### 東浦町要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護または要支援児童等への適切な支援を図るために、関係機関、関係団体及び児童福祉に関連する職務に従事する者、その他関係者により構成されている会議。

## 避難行動要支援者登録制度

災害時に自力で避難することが困難なため、地域の援護を必要とする方が安全に避難できるよう、避難行動要支援者として事前に登録する制度。

### 対象

災害時に自力で避難することが困難で、次の1～9のいずれかの項目に該当する方（社会福祉施設などに入所又は入院している方は除く）

- 1 要介護3～5の方
- 2 要介護1または2で、ひとり暮らし又は同居の家族が65歳以上の方
- 3 身体障害者手帳1級又は2級の方（心臓・腎臓機能障がいのみで該当する方は除く）
- 4 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級でひとり暮らしの方
- 5 療育手帳A判定の方
- 6 難病疾患があり、歩行が困難な方
- 7 75歳以上でひとり暮らしの方又は75歳以上の世帯
- 8 75歳以上で日中ひとり暮らしの方
- 9 その他支援が必要と認められる方

## FAX110番

聴覚や言語等に障がいのある方が、犯罪の被害に遭ったり、犯罪を目撃されたりして、緊急の通報をする場合に、FAXを利用して通報できる。

## ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通じて学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

## ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。

## ペアレントメンター

発達障がいの子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行う。

## 法人後見支援事業

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下、「成年後見人等」という。）になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

## ■ や行

### ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢差等問わず、できるだけ多くの人が簡単に使いやすい商品をデザインする、という考え方。

### 要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって、要保護児童に該当するものを除く児童のこと。

### 要配慮者

災害時において、安全な場所に避難する際に特に配慮を要する高齢者や障がい者、乳幼児などの人のこと。

### 要保護児童

保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のこと。

### 要約筆記

聴覚障がいのある方への情報伝達手段の一つで、発言者の話を要約して筆記し、当事者に伝える方法。

## ■ ら行

### ライフステージ

人の一生を、主に乳幼児期・学齢期・青年期・高齢期等、社会的側面の発達から段階設定したもの。

### 資料 3 指定障害福祉サービス等における年次整備計画

有資格者の職員不足のため、奉書の見直し検討が行われるかもしれない。

卷之三

※2023年9月 各支へのヒアリングにより、東海道内に設置する施設の状況を確認。[2023年9月現在 各生産者担当]

## 資料4

### ～東浦町障がい者いきいきライフプラン策定までの経緯～

第4期東浦町障害者計画・  
第7期東浦町障害福祉計画・  
第3期東浦町障害児福祉計画

時 期	主 な 事 項
2023年 8月 1日	東浦町障害者計画等推進委員の委嘱
2023年 8月 22日	第1回東浦町障害者計画等推進委員会
2023年 10月 24日	第2回東浦町障害者計画等推進委員会
2023年 11月 10日	行政経営会議へ原案の説明
2023年 11月 14日	東浦町議会全員協議会へ原案の説明
2023年 12月 15日 ～ 2024年 1月 15日	パブリックコメントの実施
2024年 1月 日	愛知県に対し計画案を提出
2024年 2月 27日	第3回東浦町障害者計画等推進委員会
2024年 3月	東浦町議会へ報告
2024年 3月	愛知県知事へ報告

## 資料 5

### 東浦町附属機関設置条例、東浦町障害者計画等推進委員会運営規則

#### ○東浦町附属機関設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるものを除くほか、町の執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置く。

(委任)

第2条 この条例に定めるもののほか、前条の附属機関の組織及び運営に関して必要な事項は、附属機関の属する執行機関が定める。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日条例第8号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月27日条例第11号）

この条例は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日条例第2号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### 別表（第1条関係）

執行機関	名称	所掌事務
町長	東浦町男女共同参画推進委員会	男女共同参画の計画の策定及び推進に関する事項についての調査審議に関する事務
	東浦町障害者計画等推進委員会	障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定及び推進に関する事項についての調査審議に関する事務
	東浦町高齢者福祉推進協議会	老人福祉計画の策定及び推進に関する事項についての調査審議に関する事務
	東浦町老人ホーム入所判定委員会	老人ホームの入所措置に係る要否判定（継続入所に係る要否判定を含む。）に関する事項についての審査に関する事務
	東浦町地域福祉推進委員会	地域福祉計画の策定及び推進に関する事項についての調査審議に関する事務
教育委員会	東浦町教育支援委員会	心身に障害のある児童、生徒及び幼児に対する適切な就学指導及び教育支援に関する事項についての調査審議に関する事務

## ○東浦町障害者計画等推進委員会運営規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、東浦町附属機関設置条例（平成26年東浦町条例第2号）第2条の規定に基づき、東浦町障害者計画等推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者福祉団体に属する者
- (3) 民生委員
- (4) 障害者又は障害児の福祉に関する事業に従事している者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募により選考された者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (秘密保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月13日規則第15号）

この規則は、平成29年8月1日から施行する。

## 東浦町障害者計画等推進委員会委員名簿（2023年8月1日）

区分	団体等名	氏名	備考
学識経験を有する者	半田市障がい者相談支援センター センター長	加藤 恵	
障害者福祉団体に属する者	東浦町身体障害者福祉協議会 会長	水野 峰雄	
	東浦町手をつなぐ育成会ふれんず 会長	成田 里佳	
民生委員	東浦町民生委員・児童委員協議会 障害者福祉部会長	清水 明史	
障害者福祉に関する事業に従事している者	社会福祉法人愛光園 知的障がい支援グループ長	小野 嘉久	委員長
	社会福祉法人翌檜 サンライズ・ヒル 施設長	藤浦 ひろ子	
	社会福祉法人 東浦町社会福祉協議会 会長	恒川 渉	
	特定非営利活動法人 絆 代表	山崎 紀恵子	
	医療法人寿康会 大府病院 精神保健福祉士	榊原 和浩	
	東浦町立なかよし学園 園長	清水 千鶴	
行政機関等の職員	社会福祉法人相和福祉会 トイBOX 施設長	間瀬 啓太	副委員長
	愛知県立大府もちのき特別支援学校 教頭	加藤 由美子	
	愛知県知多福祉相談センター 次長兼地域福祉課長	蟹江 毅弘	
公募により選考された者		古橋 完美	
		中島 修一	

## 事務局

所 属 職 名	氏 名
健康福祉部長	鈴木 貴雄
障がい支援課長	三浦 里美
障がい支援課 課長補佐兼障がい支援係長	笹俣 有水子
障がい支援課 障がい支援係 主査	黒田 亮輔
障がい支援課 障がい支援係 主査	丸山 達郎
児童課長	青木 恭弘
健康課長	小田 浩昭
学校教育課 統括課長補佐兼指導主事	瀬之口 真一
東浦町社会福祉協議会地域福祉係長	鈴木 涼子
東浦町障がい者相談支援センター 相談支援専門員	山田 達也

## 資料 6

資料編

### 障害者マーク

マーク	名称	意味	関連団体等
	身体障害者標識 (障害者マーク)	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている運転者が、運転する場合に表示するマークです。 この場合、他の自動車の運転者は、マークを表示した車に対する幅寄せや割込みが禁止されています。	各警察署交通課
	障害者のための 国際シンボルマーク	障がいのある人々が利用できる建築物、施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。	(財) 日本障害者リハビリテーション協会
	聴覚障害者標識 (障害者マーク)	聴覚に障がいのある方が運転する車に表示するマークです。 この場合、他の自動車の運転者は、マークを表示した車に対する幅寄せや割込みが禁止されています。	各警察署交通課
	聴覚障害者シンボル マーク (国内マーク)	聴覚障がいの方であることを表す国内で使用されているマークです。 このマークのある受付窓口などでは、「手招きして呼ぶ」「大きな声ではっきり話す」「筆談をする」などご協力をお願いします。	(社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
	視覚障害のある方を 表示する国際マーク	視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。 このマークは、手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用してよいとされています。	世界盲人連合
	ほじよ犬マーク	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。 「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。補助犬はペットではありません。体が不自由の方の、体の一部となって働いています。社会のマナーや、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入り口などでこのマークや、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解とご協力をお願いします。	厚生労働省社会参加推進室
	オストメイトマーク	人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表しています。	(社) 日本オストミー協会

資料編

マーク	名称	意味	関連団体等
	ハートプラスマーク	「身体内部に障害のある人」を表すマークです。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能の障がいのある方は外見から分りにくいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、といったことをじっと我慢されている方がいますので、ご理解と配慮をお願いします。」	内部障害・内部疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会
	ヘルプマーク	外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に知らせることができるマークです。 このマークを身につけた方を見かけた場合は、思いやりのある行動をお願いします。	東京都保健福祉局障害者施策推進部計画課社会参加推進担当
	「子ども車いすマーク」	ベビーカーと誤解を受けないよう、周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなることを目的としたマークです。このマークを携帯している方や建物の入り口などでこのマークを見かけた場合は、ご理解をお願いします。	(一社) mina family 国土交通省



## **東浦町障がい者いきいきライフプラン**

### **第4期東浦町障害者計画**

### **第7期東浦町障害福祉計画**

### **第3期東浦町障害児福祉計画**

**発 行 2024年3月**

**編集発行 愛知県東浦町 健康福祉部 障がい支援課  
〒470-2192**

**愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地**

**電話 0562-83-3111 内線 162・163**

**FAX 0562-83-9756**

**E-mail shogaishien@town.aichi-higashiura.lg.jp**